

令和4年度第2回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和4年9月6日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令 和 4 年 9 月 1 2 日		午 前 1 0 時 0 0 分	
開 閉 宣 告	散	会	令 和 4 年 9 月 1 2 日		午 後 2 時 2 6 分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会 議 録 署 名 議 員	6 番	魚 住 憲 一	9 番	久 保 田 武 治		
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生 涯 学 習 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	塚 本 健	生 涯 学 習 課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住 民 ほ け ん 課 長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住 民 ほ け ん 課	和 泉 理 恵		
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福 祉 課	山 村 忍		
	企 画 観 光 課 長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企 画 観 光 課	佐 々 木 英 人	建 設 課	那 須 研 太 郎		
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危 機 管 理 防 災 課	大 森 博 範	農 林 整 備 課	長 田 憲 士		
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一	産 業 振 興 課	竹 下 ・ 魚 住		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第10号	川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について
議案第11号	多良木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第12号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第13号	令和4年度多良木町一般会計補正予算（第3号）
議案第14号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第15号	令和4年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第16号	令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第17号	令和4年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第18号	令和3年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第19号	令和3年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第20号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第21号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第22号	令和3年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第23号	令和3年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第24号	令和3年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第25号	令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	一般質問

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 10 号」 川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 10 号、川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 11 号」 多良木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、議案第 11 号、多良木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、多良木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 12 号」 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、議案第 12 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 12 号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 13 号」 令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 4、議案第 13 号、令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9 番久保田武治さん。

○9 番（久保田 武治君） 2 点お伺いしたいと思うんですが、まず一つはですね、56 ページになります、歳出。

款の 2、総務費、項の 1、総務管理費、目 1 の一般管理費で節 12 の委託料なんですけど、新個人情報保護法対応支援業務委託料 71 万 5,000 円があがっておりますが、この支援業務の内容と委託料の内訳、そして委託先、このことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

この委託料につきましては、個人情報保護法が改正されて、それに伴いまして町の関連する条例、規則などの改正が必要になってまいります。その改正の業務を委託するという内容でございます。

委託先につきましては、まだ今、決定はしておりませんが、町の例規関係のシステムとか整備は第一法規に委託をしておりますので、そちらにお願いすることになるかと思っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） この委託料の 71 万 5,000 円というのは、その内訳は、そういうものも含めて 71 万 5,000 円ということですか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 改正に、条例改正とか規則の改正に伴います情報の取得、また実際の改正内容を行っていただくという内容になります。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） もう 1 点伺います。63 ページになります。

款の 9、消防費、項の 1、消防費、目の 2、非常備消防費、節 17 の備品購入費、消防ラッパ隊用備品として 44 万 1,000 円が計上されてるんですが、これはいったい備品としていったいどのような理由で、どんなものを購入されるのか、そのことについてお伺いをしたいと

思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） こちらにつきましては、多良木町消防団に消防ラッパ隊というものがございます。なかなか団員、ラッパ隊の数が少なくなってまいりまして、今回、この募集を募ったところ、8名から13名の確保ができたところでございます。

5台分トランペットの方が不足いたしますので、その5台分を今回、補正としてお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第14号」 令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第5、議案第14号、令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第15号」 令和4年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第6、議案第15号、令和4年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 15 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 16 号」 令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 7、議案第 16 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 16 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第 17 号」 令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、議案第 17 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 17 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1

号) は、原案のとおり可決されました。

日程第9 「議案第18号」 令和3年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 議長(高橋裕子さん) 次に、日程第9、議案第18号、令和3年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第18号、令和3年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第10 「議案第19号」 令和3年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議長(高橋裕子さん) 次に、日程第10、議案第19号、令和3年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9番久保田武治さん。
- 9番(久保田 武治君) 2点ちょっと伺いたいんですが、まず49ページになります。
- 議長(高橋裕子さん) 何ページでしょうか。
- 9番(久保田 武治君) 49ページ。よろしいでしょうか。
目11、交通安全対策費、予算額がですね、761万円に対して、支出済額が590万527円ということで不用額が170万9,473円、20%を超えているんですが、これは一体どのような事情によるものなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。
- 議長(高橋裕子さん) 椎葉危機管理防災課長。
- 危機管理防災課長(椎葉純君) お答えいたします。
節の12の委託料ということでございますが、当初予算につきましては406万円ということで予定しておりましたが、こちらにつきましては交通安全啓発等活動委託料ということで、交通指導員さんの交通安全運動等に対する委託料を予定しておりましたが、コロナ禍ともありまして、イベント等の中止、また不用額として落とすべきではございますが、交通死亡事故等があった際にはですね、また交通指導員さんに寄ってもらって対策、交通安全の活動をやってもらうということで今回、そのまま残したところでちょっと不用額が大きくなっているところがございます。よろしく申し上げます。
- 議長(高橋裕子さん) 9番。
- 9番(久保田 武治君) もう1点伺います。88ページになります。よろしいでしょうか。
目7の畜産業費、節18の負担金補助及び交付金。これもですね、予算額681万8,000円

に対して支出済額が 552 万 975 円となっています。

不用額がですね 129 万 7,025 円と、これもやはり約 2 割不用額になってるんですが、実績などによるものだと思うんですが、この事業内容や事業効果との関係でこの不用額がなぜ発生したのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

令和 3 年度の議員がご指摘の不用額 129 万 7,025 円でございますが、畜産の振興事業の中で畜産の活動補助というのが、畜産会の活動補助ですね、こちらが 3 月末までいろんな補助事業に取り組む関係上、25 万円の経常的な運営補助を最終的にはゼロ円と決定させていただいております。令和 2 年度には 2 分の 1 に実績に基づいて減額したところでございますが、令和 3 年度につきましては活動がほぼほぼできなかったということで、最終的に 3 月の補正までに減額が間に合いませんでした。

それから続きましてこちらが 25 万でございますが、酪農ヘルパー事業というのがございます。こちらにつきましても、3 月末まで事業を見定める関係上、73 万円の予算の現計に対しまして 45 万 3,000 円の執行額ということで、こちらも残額が 27 万 7,000 円の残額が残っております。

あと優良繁殖推奨牛導入事業というのがございますが、こちらにつきましてはやはり 3 月のセリ市までございますので、3,200 万のが、320 万ですね、申し訳ございません。320 万円の現計額が 265 万円に、不用額 55 万と残っております。

最後に肉用牛のヘルパーでございますが、こちらにつきまして 20 万円の現計額を組んでおったわけですが、最終的には執行がやはり 3 月までにゼロ円に終わったということでございます。

事業効果につきましては、最終的に生産者の農家ですね、事業要望に沿って 3 月まで残していた件で最終的には実績ができなかったということでございますので、我々が組んで農家の運営状況に影響を及ぼしたということではございません。終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、令和 3 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 11 「議案第 20 号」 令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 11、議案第 20 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 20 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 12 「議案第 21 号」 令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 21 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 21 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 13 「議案第 22 号」 令和 3 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 22 号、令和 3 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 22 号、令和 3 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

は、認定することに決定いたしました。

日程第 14 「議案第 23 号」 令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

- 議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 23 号、令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
- 既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 23 号、令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 15 「議案第 24 号」 令和 3 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

- 議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 24 号、令和 3 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
- 既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
11 番猪原清さん。
- 11 番（猪原清君） 決算書の 190 ページで、款 3、項の 3、目 4、生活支援体制整備事業費の節 12、委託料、生活支援体制整備事業委託料、多良木町社会福祉協議会への委託分ということで、主な増の要因が生活支援コーディネーター1 名体制から 2 名体制になったことによる人件費の増、ここで、この生活支援コーディネーターという資格、これは現社協職員が新たに 1 名資格を取ったということですかね。まずそれを教えてください。
- 議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。
- 福祉課長（新堀英治君） お答えいたします。
生活支援コーディネーター 2 名につきましては、社会福祉協議会の職員の方が資格を取られております。
- 議長（高橋裕子さん） 11 番。
- 11 番（猪原清君） ということはこの前年度比 247 万 1,000 円増ということは、この資格を取った職員に対する資格手当という考えでっていうことで考えていいものですか。
本俸以外っていうことですね、資格手当。
- 議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。
- 福祉課長（新堀英治君） こちらは資格手当っていう予算の計上でございまして、人件費として捉えております。
- 議長（高橋裕子さん） 11 番
- 11 番（猪原清君） ということは、人件費、本俸含めた人件費ということなんですが、

ではこの生活支援コーディネーターの仕事の内容、業務内容と実績、最後に教えてください。令和3年度の実績。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩します。

（午前10時26分休憩）

（午前10時27分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） この生活支援コーディネーターの業務としましては、地域の困り事などを訪問しまして、それを次のサービスにつなげるような支援を行う体制をされるコーディネーターとなっております。

昨年度の実績につきましては、すいません、手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和3年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第16 「議案第25号」 令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第16、議案第25号、令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 17 一般質問

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

9 番久保田武治さんの一般質問を許可します。

9 番久保田武治さん。

久保田 武治君の一般質問

○9 番（久保田 武治君） それでは早速、質問の通告に従って質問いたします。

まず 1 番目のコロナ禍の生活者・事業者支援についてということについていくつかあげておりますので、順次伺っていきます。

まず 1、コロナ禍に加え、原油価格・物価高騰に直面している生活者や事業者へのさらなる支援策についてのお考えはということで伺うわけですが、6 月議会でも生活者や事業者への支援策を求めました。

それ以降、本町でもコロナ感染者の急増による生活苦に加えて物価高騰、とりわけ食品の値上げは 8 月だけで 2,000 品目を超え、今月以降もハムやソーセージ、冷凍食品、マヨネーズ、ドレッシングの調味料など 8,000 品目が 10%以上の値上げ予定となっています。原油や小麦などの世界的な価格高騰に加えて、円安を理由とする値上げが増えているためです。

言わば政府と日銀の政策的失敗のしわ寄せを国民が被っている、そういう状況にあると思うんです。

2 年続きで年金も引下げられましたし、賃金が上がらない中、自己責任だけでは乗り切れません。

政府が遅まきながら 9 日に低所得者、住民税非課税世帯の 5 万円給付やガソリン価格の高騰を抑える補助金の延長、畜産農家への飼料価格の補てん、地方創生臨時交付金 6,000 億円の積み増しを決定しました。

ばらまきだという批判もありますが、しかし現に国民が困窮している中で、何らかのそういう手当てが必要だということで、当然、本町でもですね、財源をどうするっていう問題があるんですが、本町として何をやるべきか、何ができるのか、そういう観点で以下の項目について伺いをしたいと思うんです。

まずアですね。ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生・生徒に対する給付金の支給。これについては、子育て世帯物価高騰対策等支援交付金として中学生までに 1 人 5,000 円、高校生に 1 人 4 万円の給付が専決処分され、12 月支給っていうのが説明がございましたが、その点は準備も含めて間違いないのかどうなのか。その辺の進捗状況も含めてまず伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

まず今回、物価高騰等の対策としまして、子育て世帯に対する給付金の給付事業に取り組むことといたしました。その内容について簡単にご説明申し上げます。

今回は 18 歳までの子どもがいる世帯に対しまして、中学生までの子ども 1 人当たり 5,000 円、高校生、または高校生年齢相当の子ども 1 人当たり 4 万円を給付するものでございます。

給付条件につきましては保護者の所得制限は設けず、また居住の要件も保護者が町内に住所を有していれば、子どもが就学等のために町外に住所を移されていても給付の対象といた

します。

給付事務を進めるに当たりまして、現在、既存のシステムの改修が必要でありますので、改修の方を進めております。その改修作業が終了しましてから事務を進めてまいりますので、給付金の給付時期につきましては、12月頃までには給付ができればと考えております。

また子育て世帯のうち非課税世帯及びひとり親世帯に対しましては、子育て世帯生活支援特別給付事業によりまして別途給付金の給付を行っております。給付実績につきましては、住民税非課税世帯36世帯に子ども1人当たり5万円を本町から給付を行っております。

また熊本県からひとり親世帯99世帯に子ども1人当たり5万円と、県独自事業としまして第一子に2万円、第2子以降に1人当たり5,000円を上乗せして給付されております。

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今回のですね、支援策については私も評価をしたいというふうに思っておりますので、そのことを申し上げて次にですね、現在の物価高騰、とりわけ食材の値上がりが保育園でのですね、副食費、それが保護者の負担増につながっていることはないのかなのか、まずその点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） 今回の物価高騰等によります保育園の食材費等につきましては、今のところ影響がないというところで各園から確認を行っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 県内でもですね、いくつもの自治体が保育園に給食運営補助を行う予算を9月議会に計上しておりますが、今の答弁では現在なんとか影響ないっていう話なんですが、もし仮にそのような副食費をですね、値上げしなきゃいけないような、そういう事態が出てくれば当然、本町でもそのような予算を助成を検討されるのかなのか、その点についてはいかがですか。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） 答えいたします。

先ほど、今のところ物価の高騰の影響はそれほどないということでお答えしましたけれども、今後ですけれども、物価高騰がさらに続くということになればですね、何らかの補助があれば助かるということで保育園からはあっております。

熊本県の独自のコロナウイルス対策感染対策用の事業の交付金がございますけれども、その中に食材費の助成に対する補助等もありますので、今後、そういうような要望がございましたら、それらを活用して補助を進められないか検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） ひとり親家庭に対する支援は先ほどの答弁もありましたので割愛したいと思うんですが、来年度の予算編成も含めて、何かそのようなものを検討されるおつもりがあるかどうか、その点だけ伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） 答えします。

現在のところ、ひとり親家庭等に対する来年度の予算計上等は、今のところは考えておりません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それではイのですね、学校給食費等の負担軽減ということであげてます。

これはもう町長に直接お尋ねをするということになるんですが、まず物価高騰によって給食費の値上げが余儀なくされるのではないかっていうそういう私、懸念がありましたんで担

当課に伺いましたところ、現時点ではですね、学校給食センター運営委員会で値上げについての検討を行う計画はないというふうな回答でありました。

しかしさらに先ほど言ったようにですね、10%以上の食材がですね、上げるっていうのはこれ並々ならぬ値上がりですんで、さらに食材の値上がりで給食費を上げざるを得なくなったときに、町から補助としてですね、値上げを抑えるつもりがあるかどうか。

今議会でもかなりの町村が学校給食費に対する補助を出していますが、その点まず町長に伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 町長、吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、物価高騰に対する施策というのは、これは本来ならば国の経済対策として行われるべきことだと思うんですね。

というのが、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、今回の円高の原因はもうもちろんご存じだと思いますけれども、今、利上げができない状態になってるということもご存じだと思います。先ほど言われた事に近いことだと思いますので、結局、1,200兆、日本が、すいません国がお金を借りてるわけですから、その1,200兆の中の大体10兆円ぐらいが今、利息として国が借りてる方々に払ってる金額なんですけど、1%上げるとこれが12兆円ですかね、また借金が増えるということで、日銀としては上げるに上げられない状況になってると思います。

で、物価高騰に対する施策というのは、町がやるというのはかなり町のかかなり厳しい財政の中では難しいと思いますので、これは国が何らかの臨時交付金等々が出してこられたら、先ほど6,000億円っていう金額も議員言われましたけれども、そういうものも含めて、予算を組むのは12月に予算組みはやりますので、そのときに総合的に考えられればというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そこでですね、給食費とはちょっと離れるんですが、子育て支援、教育環境で児童生徒数が増加したっていう自治体。

これ町長もご覧になったかもしれませんが、7月19日の熊日取上げた、長野県の南箕輪村で人口がですね、右肩上がりですんで1975年に7,664人だった住民が85年に1万人を超えて、今年6月時点で1万5,890人となったということなんですけど、なぜ人口が増えているのか。

子育て世帯支援の取り組みが話題になって移住してくる人が多いというふうに村長が胸を張っています。児童生徒の数が2010年の1,413人から20年は1,501人になった。特にですね、近隣町村に先駆けて段階的に保育料を引下げた。18歳までの医療費を無料にした。不妊・不育治療への助成金、そういったことと、あともう一つは、村独自で女性の就業支援事業をやって、就職を望む女性を対象にして270人以上が周辺の製造業に就職したということで、当然、子連れ世帯が多いですから、その関係で増えたっていう、そういう例がありました。

そこでですね、本町での給食費半額助成は、県内でも先進事例となっています。宇城市がですね、給食費の無料化について、子育て支援と定住促進のため、重要施策というふうに答弁をして、準備を整えるとしています。

そこでですね、本町の小中学生で、9月5日現在の第2子以降の人数を担当課よりいただきました。それによりますと第2子が291名、第3子が108名、第4子20名の合計419名となっているようです。例えばですね、第4子20名を全額無料にする場合、年間に48万円あればできます。第3子108名を全額無料にする場合、約260万円あればできます。つまり第3子以降の無料化が308万円あればできることになります。

子どもが3人、4人となれば衣服費や家庭での食事代など、家計出費は当然かさんできます。もちろん児童手当や就学援助制度もありますが、都市部と違って賃金や給料水準が低い

保護者の子育て支援策としてですね、これは効果的ではないかというふうに思うので、町長検討できないか、そういうことでお考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、先進事例ということで褒めていただきましたけれども、今、半額助成、県内でも大分たくさんの市町村やっておられますので、もう既に先進事例ではなくなったんですが、全額助成は山江と水上ですかね、されてるということで、久保田議員以外の議員の方もですね、やっぱそれは私に直接、全額、給食費半額じゃなくて全額持つということも良かよねみたいな話は聞いたことはあります。

皆さんの気持ちがですね、そういうふうにだんだん傾いて来るということも将来的に考えられますし、今、例えば第3子とか第4子とか第2子とか、第2、第3、第4だけをするというのはやっぱりなかなか他の1人しか子どもさんいないとことバランスが欠けるような気もしますので、このことについてはちょっと今のところでは、その部分について給食費を全額免除ということは考えておりませんが、将来的に議員の皆さん方がですね、そういう気持ちでおられるということがわかればですね、そこらあたりはやはり考慮しなくてはいけなかなというふうに思います。

ただ、この問題については、やっぱり多良木町の場合はですね、最初に先駆けていろんなことをやっていますので、それがだんだん他の町村も最初は18歳までの無料化とかですね、そういうのはどこもやってなかったんで多良木町もやって評価を受けましたけれども、これからそういうことについては、やはり議員の皆さん方とお話をしながらですね、話を煮詰めていければなというふうには思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 是非ですね、子育て支援の効果的なそういう施策としてですね、今、提案したそのことを再度ちょっとお考えいただければというふうに思って、まずウのですね、生活困窮者や低所得者への給付金の支給ということであげてます。

コロナ禍で失業したり、コロナに感染して収入が激減したり、特に事業所ではですね、特別休暇や有給休暇で対応しているところもあります。ですけども有給休暇が就職してすぐの人はありませんから、当然そういう補てんがありません。自分が雇った場合は傷病手当っていうそういう制度もあるんですが、これは3日間が待機期間で4日目からしか発効しませんから、しかもそれが約6割ぐらいで1か月、2か月後にならないということでたちまち生活が困窮するっていう場合もあります。

それから小学校休業等対応助成金ということで厚生労働省が出してるのは、これは子どもがですね、コロナに雇い親が休んだ場合に、事業所がその職員に休暇を与え、要するに給料を保障する。それに基づいて事業所に厚労省がその支援を事業所に給付するっていう、そういう制度もあるわけなんです。

実はですね、私のとこに相談があったのは、夫婦に子ども4人、4人のうち小学生が3人なんですけど、8月にコロナに次から次に、一度に感染じゃない次から次に間を置いて感染をして、1か月以上、親も濃厚接触者ですから、仕事に行けないっていう、そういう状況があって、奥さんの方は自分も感染したんですけど、その分は事業所が一応見てあげると。だけでも濃厚接触者として休んだものについては出せませんということで、どうしたものでしょうかっていう、そういう相談もありました。当然、夫も濃厚接触者ですから、1か月間ほとんど仕事に行けないということで、蓄えもないので、たちまち言わば困窮してしまうという、そういう例もありました。

ですから今回、非課税世帯への5万円給付っていうのはもう決定されましたが、非課税世帯には該当しない低所得者の支援策、そういったものが何か検討できないのかどうか。その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） お答えいたします。

議員申されました非課税世帯以外の方についての給付ですけれども、こちらについては現在のところ考えておりません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） エのですね、生活者・事業者に対する電気・ガス・水道料金を含む公共料金の負担軽減ということであげてるんですが、県内でも大津町が燃料費高騰の影響を受けた小規模事業所への支援金、3,800万円を今回、計上しています。

またお隣の湯前町が8月臨時議会で、物価高騰に伴う家計支援のため、全約1,500世帯の水道基本料金4か月分の免除を可決しています。金額はともかくですね、全世帯への支援メッセージにはなると思うんです。

そこで今、紹介した例も含めて、何らかの支援が検討できないのかどうか、その点について伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、建設課の方からは、水道料金についてお答えさせていただきます。

確かに久保田議員より情報をいただきまして、近隣の湯前町の方をちょっと調べさせていただきましたが、本町におきましては、上水道が町内全域に整備されておりませんので、その観点から、現在のところ上水道の基本料金を免除するという事は、現在のところは考えておりません。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） このことについてはですね、なかなか予算の限られている地方自治体、地方公共団体でできる問題ではなくて、先ほども言いましたように国の経済対策全体で、先ほど議員は責任論にも言及されましたけれども、本来ならば日銀は国から独立しているはずなんですけど、今はそうではなくて、国の政策に従った施策を、超低金利政策を行っておられますので、そういう意味で言えば、国の方で何らかの施策をされるべきじゃないかなと私は思っておりますが、この件につきましては、7日の新聞の1面に、先ほど議員もおっしゃいましたように3兆円の金額が、3兆円のあれは予備費ですかね、議会の議決を得ることなく使えるので予備費で補てんしたいということの内閣の方で言っておられましたけれども。

それから9日の新聞の3ページにも、物価高を予備費でなんとか抑えたい、そのためには先ほど議員が言われましたようにですね、非課税世帯に5万円と、それからガソリンの補助金の期限を延ばすと、これまで措置していた地方創生臨時交付金の6,000万円の積み増しというものが出ておりましたので、個人に対してではなくて、広く事業を、畜産業に対してもですね、補助が出るということ。

それはもちろん議員も先ほど言われましたのでご承知だと思いますが、そういう全体的な経済政策の中で困窮しておられる世帯に対する対策というのは行われていくべきであって、町、非常にひ弱なとか、国に比べたらひ弱な財政しか持っていない町の財政の中でそれを補てんしていくというのはなかなか難しいかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 是非ですね、小規模事業者への支援をですね、何か効果的なものをなんか考えていただけないのかっていう、そのことをちょっと申し上げて、次のオのですね、

○議長（高橋裕子さん） 久保田議員、1時間経ちましたので休憩入れたいと思いますがよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

(午前 10 時 57 分休憩)

(午前 11 時 04 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。9 番。

○9 番（久保田 武治君） それではオの農業・農家への支援について伺います。

6 月議会での私の質問に、農家の飼料等の高騰については非常に危惧をされており、早急な手当が必要との産業振興課長の答弁がありました。

今議会の専決処分の中に酪農飼料高騰、施設園芸燃油高騰、家畜飼料高騰に総額 4,908 万円が計上されておりますが、現時点での支援の取組状況などについて、簡潔に答弁いただきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） それでは私の方から、今の現在の取組事業を簡潔にお答えしたいと思います。

まず飼料高騰特別対策事業でございますが、専決いただきましてありがとうございます。この飼料高騰につきましては現在、酪農家より基準年と、それから令和 3 年度、確定申告等の資料を提出いただきまして、今現在、中身を精査しているところでございます。

早急に交付し、事業効果が発揮できるよう、なるべく交付金の早急なる支払いに繋げたいんですが、現在、中身を精査している段階でいろんな問題が、それぞれ経営が 11 戸と経営個体は少ないんでございますが、やはり飼養頭数の大規模な農家と、それから飼養頭数が少ないところ、いろんなところの、それから乳量のもので、差とかいろんなところが出ております。そういったところを今、担当課の方で精査しているところでございます。

それから第 2 弾の施設園芸の燃油高騰ですが、こちらにつきましてはまだ飼料の高騰で酪農家の方がちょっと急いでおまして、今、JA の方と施設園芸の燃油につきましては協議をしているところでございます。

それから酪農家などと畜産の方の飼料高騰関係でございますが、こちらにつきましては肉用牛が主になるかと思っておりますが、そちらの方とのやはり関係組合との調整をしてるところでございます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） それではですね、県内自治体でも今議会に、例えば小国町で畜産水稲園芸農家への飼料高騰対策支援、美里町で農業者向け燃料代支援、あさぎり町で畜産業者の経営継続支援金など、多くの自治体が農業・農家への支援策を打ち出しています。

今後の支援や対策について、どのようなものをお考えかということなんですが、とりわけ高齢化もあって、しかも今回のいろんな燃料から飼料の高騰によって、後継者もないのもうそろそろ廃業しようかという話も、私も何軒か伺っております。

そういう意味でこういう農業・農家への支援はですね、非常に今、求められてるっていうふうに思いますんで、これについてはどのようにお考えか、その点について答弁を求めます。

○議長（高橋裕子さん） 町長にご質問ですか。

○9 番（久保田 武治君） 町長で。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい今、産業振興課長申し上げましたとおり、産業振興課の方でこちらから、なかなか来られない場合はですね、こちらから相手方に問い合わせをして、こういうのがありますのでどうですかというふうな形で。

6 月議会の時も商工業だったんですけどですね、こちらの方。後で、すごくこう町の方はよくやってくれるっていうふうに住民の方々からお褒めの言葉もいただきましたので、産業

振興課は非常によくやっただいていると思います。

これからも引き続き多良木町の主軸事業は農業ですので、ほかの町村と一緒に支援という形ではなくてですね、町独自の支援を色々これからも、産業振興課の方と担当課と話し合っていてですね、考えていきたいというふうには思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでは力ですね、飲食業、理・美容業など事業者への経営支援ということであげてはるんですが、コロナ禍で飲食業も一定の自粛を余儀なくされ、来客の減少や食材の値上がりで経営の厳しさも増しています。

理容業や美容業も家族経営がほとんどですから、資材の高騰や来客数の減少で経営がひっ迫するとなると、家族がまさに困窮してしまうという、そういう関係にあります。

湯前町がこれまでに発行した食事券、湯前おいしか券、これも何回か発行されてるみたいですが、そのようなものが検討できないのかという問題と、また理容業や美容業もですね、町内になくはならない業種ですから、後継者問題も含めて、それぞれの組合などの実情やですね、要望などを把握して、効果的な何か支援をですね、検討できないかということで経営支援をあげてはるわけなんですけど、これに対する答弁をですね、お願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 町長の答弁ですか。吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、色々な業種、本当にみんなご苦労されてると思うんですね。特にもう2年続いて今年で3年目ですので、何とかならないかなというふうにはずっと思ってるんですけども。

先ほどからも言いますように、財源の問題はもちろんありますので、国から何らかの交付金ですね、等々が臨時交付金等々が来たときにはですね、それを適切に困っておられる方々に配分をしていくというつもりで今までずっとやってきておりますので、これからも当然、何年前か、2年前だったですかね、飲食業の方々が研修センターに集まって、今どういうふうになってるんだという説明を求められたことがありましたけれども、その時に説明をしたらある程度わかっていたということもありますので、これからはそういう方々が町の方に問い合わせがあった場合には、丁寧に説明をしながら、できることはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

町ができることっていうのは限られておりますので、本当はお金があればですね、基金もたくさんある町村はやっておられるみたいですけど、お金もたくさんあればそういうところに手だてができると思うんですが、何分、限られた財源の中ですので、議会の皆さんにご相談しながらですね、一番効果のある方法をこれからも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 先ほども申しましたけども、理容業や美容業も含めてですね、やはり今どういう現状にあるのか、経営のですね、その上に立って、いったいどのような支援が必要なのか、あるいはどういう支援があればそういう存続できるのかということも含めて是非、実態をですね、把握して、それなりの方策をですね、何か編み出していただければということをお願いして、1番目の質問を終わります。

2つ目に風力発電施設についてあげています。これは熊本県が2050年のカーボンゼロ達成のために、再エネ発電量50%の目標を掲げ、陸上風力発電の導入推進を計画しておりますが、本町の今後の対応についてどういうふうにお考えかということで質問をいたします。

電力供給が懸念される、さらに今、地球温暖化、気候危機が進行する中で、自然エネルギーや再生エネルギーの発電を促進することが最も求められています。岸田首相が先だって、新たに原発推進を表明しました。あの惨状極まりない福島から何も学んでいません。

それを受けてですね、県の方、実はこれ人吉の市議会でも全員協議会で使われた資料なんで

すが、これは熊本県の政策をバックにして、どのように今後、進めていくかっていう、その資料なんですけど、県もそういうことで導入を推進するっていうふうにしてるんですが、一方で景観や環境への影響に対する懸念から、再エネ施設建設に住民による反対運動が起きるなど、トラブルが県内でも顕在化しているというふうにもこの中でも述べている。本町でも計画が頓挫した経緯もありました。

東京工業大学大学院の村山教授らによる論文では、1990年から2012年の間に計画された155件の風力発電では、紛争なく稼働出来たものは96件で、30件、約2割は中止ないし凍結と、少なからぬ地域社会からの反発があっていることを述べています。その要因として騒音・低周波・景観・生態系への影響などをあげられています。

そこで県も丁寧に進めていくっていうことなんですけど、この計画については、まず県からの説明等はなされているのかどうなのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

議員の質問要旨にあります陸上風力発電の導入推進の計画は、熊本県が令和2年12月に策定した第2次熊本県総合エネルギー計画において掲げられていることを認識しております。

県からは令和3年度から陸上風力立地ゾーニング、これ促進区域の設定になりますが、こちらゾーニングに係る調査を実施する旨の説明がっております。

その説明後もですね、事業の進捗状況等について適宜、説明を受けているところです。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでこの計画によりますとですね、令和3年度に立地ゾーニングマップ、たたき台を作成っていうふうになっているんですが、その現状はどのようになっていますか。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

事業1年目になる令和3年度には、GIS、地理情報システム、こちらGIS上ですね、法的な規制や、あと社会的環境面、あと自然環境面などの地図情報の重ね合わせを行って、あと科学的に評価、またゾーニングマップのですね、素案として作成がなされておるところでございます。

また今年6月にはですね、県における陸上風力発電施設整備を図ることを目的として協議会が設置され、現在ブロックを分けてですね、地域懇談会が行われているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） えっとですね、ウの球磨地域では令和4年度の予定として協議会や地域懇談会によるゾーニング図の検討・完成となっているんですが、進捗状況はということですか。

今あったように懇談会が予定されてるっていうのか、開かれてるんですか、予定されてますか。その点を含めて。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

熊本県が作成したゾーニングマップ素案については、6月開催のですね、熊本県地域共生型陸上風力立地ゾーニング協議会、こちらにおいて提示がなされました。

その後ですね、球磨郡内を三つのブロックに分けて、地域関係者を中心とした作業部会として素案をさらに検討するため、地域共生型陸上風力立地ゾーニングのための地域懇談会の計画がなされ、一部の地域懇談会が終わったところです。

本町を含む錦町、あさぎり町の三町から成る懇談会となる、こちらCブロックなんですけ

れども、現在9月末の日程調整を行っているところでございます。

一応本町のメンバーとしましては森林組合、商工会、あと区長会、あと役場担当課ということになっております。

それと質問の今後の対応についても引き続きお答えしてもよろしいでしょうか。県はですね、この地域懇談会での意見聴取を経て、学識者や関係市町村から成る協議会において内容をまとめ、令和5年度初頭には導入可能、失礼しました導入可能性検討エリアを示す予定とのことです。

引き続きですね、県と連携をしながら、地域と共生した再生可能エネルギーの可能性について模索してまいりたいと考えておるところです。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今、答弁があったように、確かに球磨郡を3ブロックに分けてゾーニングを検討するというふうになってるんですが、それで具体的なその計画みたいなものはまだ出てきてませんよね。その辺どうですか。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） お答えいたします。

まだ素案の段階ですので、協議終了後ということになります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） これまでも全国各地で先ほど述べたように、色々なそういう住民団体の反発、あるいはそういうことでトラブルが発生するとかっていう、そういうことも実際今まであってます。

計画が具体化した場合ですね、規模の大小にかかわらず、まずはやっぱり環境や地域社会との調整を促す制度の充実が必要だというふうに思うんですね。

特に環境アセスメントを含めて、事業者への積極的な対応を自治体が関わってちゃんと果たさせるということも大事だというふうに思うんで、その点について町長はどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、1760年だったですかね、イギリスの産業革命がですね。約80年続きましたけれども、それで化石燃料が使われ始めて、今、地球温暖化ということで、カーボンニュートラルに関しては要するに、排出量と吸収の量を均衡にするという、2050年までですかね、これ菅内閣のときに示されたんじゃないかなというふうに思ってますが、それを今から継続していくということで。

今日の朝のニュースで小池知事がですね、今から東京に立つ新築住宅の上には必ず太陽光パネルを乗せてほしいということをおっしゃっていましたが、これは条例化されるのかどうかちょっとわかりませんが、どちらにしてもやはりカーボンニュートラルについては、今、実際あの台風の動き方とか、水害の起こり方とか、地震とかいろんな面で地球温暖化の弊害が今、言われておりますので、県の方で色んな今、状況を調べておりますので、それはもちろん何か具体的にですね、そういう事業が多良木町であるという、導入できるということであれば、もちろん町の方はそれに関わって住民の方々に理解を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 具体的な計画があがった場合ですね、やはり速やかに住民へ情報公開をして、そしてやはりアセスも含めてですね、本当に安心なんですよというような、そういう合意がなければ当然この事業はですね、進まないわけですので、その点をどうかひとつよく検討いただいて、この事業のですね、進捗をですね、見守っていきたいというふうに私、思いますんで、そのことを申し上げて3番目の安倍元総理の国葬と本町の対応

についてということで伺いたいと思います。

国葬には法律的な根拠はないが、国葬を実施された場合の本町の対応をどうされるのかということですか。

岸田政権による安倍元首相の国葬強行に反対する世論が日を追うごとに高まって、大手新聞各社の世論調査でも反対が過半数を超えています。そもそも国葬に関する法律は存在しません。なぜ国葬なのか。

先日の国会閉会中の審査でも岸田首相は国葬の理由に、安倍氏の首相在任期間が最長で国内外に多大な貢献をしたと述べるだけ。国葬は行政権の範囲でできると繰り返すだけで、まともな説明ができませんでした。時の政権の思惑で特定の個人を特別扱いすることは、憲法14条、法の下での平等に反します。全国で反対の署名運動や抗議の集会が繰り返されています。

そもそも安倍氏の評価は未だ定まらず、森・加計・桜では政権を私物化し、しかも国会では118回もの虚偽答弁を繰り返した人物です。また死後に今、問題になっている旧統一協会とのずぶずぶとした深い関係が次々と明らかになっています。

コロナと物価高騰で国民の生活が痛めつけられている中で、国民の多額の税金を使うなどはまともな政府のやることではありません。

そこでまずアですが、内閣は現時点では弔意を自治体や国民に強要しないとしているが、町としてどのように対応するのか。

まず町長はですね、この国葬については、町長としてのコメントっていうのは難しいかもしれませんが、個人としてどのように思われているのか。まずその点について、簡潔で結構です。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、国葬が27日ですかね、行われるということで聞いておりますが、それに対して国の方から何も通達等々来ておりませんし、私個人のご意見を今、求められておりますので、私個人としては、それぞれがそれぞれのお考えで動かれればいいかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 2つ目にですね、内閣は現時点では弔意を自治体や国民に強要しないというふうに今、言ってるんですが、そもそも権力が内心に立ち入って追悼を強制する。そんなことは絶対にあってはならないというふうに思うんですが。

そこでですね、町として半旗の掲揚や防災無線で弔意を促すなどは、厳に慎むべきだというふうに思うんですが、どのようにお考えになりますか。

それと町長にも国葬の案内状、来ておりますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 国葬の案内は来ておりません。

えっとですね今、言われた件についてですが、吉田茂さんの場合には、吉田総理、元総理は国葬だったですね。そのあとに佐藤総理が亡くなられた時に、その時は三木内閣だったと思うんですけど、その時の話は随分昔に聞いた覚えがあって、その時は確かあの三木内閣の当時の内閣法制局長が吉國一郎さんだったですかね、その方が判断をされて、これは三権の合意が要るということで国会の合意が要る、それから裁判所最高裁の合意がいる、それから三権の合意ですから内閣ですかね、の合意が要るということと言われたので、その時は三木内閣はされなかったということで、この時は自民党葬だったんですかね、になったということをお伺いしております。

今回の岸田さんの考え方をちょっと新聞等々で見ますと、岸田内閣の考え方を見ますと、2001年に中央省庁の再編があったと、2001年に。内閣府ができて、その内閣府というのは

国の儀式と、並びに内閣の行う儀式及び行事に関することは内閣府が行うということになったので、だからそれが根拠になって国葬になったと。内閣が国葬を決めたというふうに言っておられますけれども、この辺はいろいろ論議のあるところだと思いますので、私には来ておりませんので、来ていない以上、私が東京に行くことはないと思います。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 当然、町民に弔意をですね、強制することは当然あってはなりませんし、当然おやりにならないっていうふうに思います。そういうふうにとっています。

次に学校教育現場での対応について伺いたいんですけど、まず教育長にも今回の国葬についての受け止めといいますか、コメントをちょっといただきたいんですが、伺えますか。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） はい、国葬についてのお尋ねであります。私にも残念ながらまだご案内は来ておりませんが。

そうですね、受け止めということですけど、仏教の教えに諸行無常、生者必滅、会者定離、こういう言葉がございます。教えがあります。

諸行無常、一つとして、何ひとつとして変化しないものはない。変わらないものはない。

生者必滅、生きてるものは必ず死が訪れ、会者定離、出会ったものとは必ず別れがある。そういう教えですね。

直近におきましては、イギリスのエリザベス女王がお亡くなりになりました。その前は安倍総理、非業の死を遂げられました。誠に残念なことであります。

ただ、今この安倍総理に対する国葬をどうするかということで、国論は二分されておりますね。

私の受け止めとしましては、そうですね、安倍総理に対する弔意を表すとすれば、これは組織的に表すのではなくて、やはり個人で内心の自由もございますので、個人それぞれに弔意を表せばいいのではないかなと思っております。

それからついでに申し上げますけども、今回は岸田総理大臣の方は国民に弔意を、弔意表明を強要するものではないとおっしゃっております。

それから先日は文部科学大臣も教育委員会、あるいは学校現場に弔意を表明するようなことはしないというふうに明言しておられますので、その通りになるのではないかなと思っております。

従いまして、多良木町教育委員会としては、学校現場に弔意を表すような指示等は出すつもりはありません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 県教委から何かそのこの国葬についての通知みたいなものは何か来ておりますか。

あるいはそれとですね、教育委員会としても学校に半旗の強制、掲揚をですね、促すようなことは現に慎むべきだというふうに私は思ってるんですが、その点含めて、教育長のお考えを伺います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 現在のところ、まだ文科省、あるいは教育委員会等、県教育委員会ですね、学校で弔意を表明するために半旗を掲げるとか、そういうことは何も通達、通知は来ておりません。はい。

従いまして、総理大臣もああいうふうに言ってらっしゃるわけですから、そういう通知は来ないものと私は思っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それぞれがですね、良識を発揮されて、そういう対応をされるだ

ろうということをお願いして、最後の川辺川ダム問題についてということで伺いたいと思います。

これはですね、まさに本町を含めた流域住民の生命財産をですね、守る上で非常に大きな課題になっております。そういう立場で毎回、質問をするわけなんです。

まず一つ目のですね、川辺川ダム建設促進協議会が8月17日に、国土交通省に川辺川ダム早期完成の要望書を提出しております。しかし被災者のアンケートやパブリックコメントでも約7割の人たちが反対をしています。流域の12市町村長のうち、県の意見聴取にダム建設への賛意を、賛同を示したのは4人で、五木や相良の村長も態度を明らかにしていません。

そのような状況下でですね、ダム建設を強行すべきではないというふうに思うんですが、町長はどうお考えかという事です。

促進協はその後、9月2日にも県知事にダムの早期完成を要望しております。日本共産党人吉市委員会が人吉市内の水害対策に関するアンケート調査を実施しました。本年2月より約3,000戸に配布し、165通が郵送や手渡しで回答をされております。

それによると予定も含めて、今の場所に住宅や店舗を再建するという人が107名、64.8%でした。そしてダムによる対策を望む人が34名、20.6%。ダムによらないを望む人が106名、64.2%。対策では球磨川の川底を掘り下げるとというのが一番多くて105名、63.6%でした。7.4豪雨で被災した被災者の会のアンケートでは、ダムを望む人は8%でした。

住民団体は繰り返しダム建設ではなく住民の声を取上げて、共同で検証するようになっていこうふうに求めているんですが、なかなかそういう声も届いておりません。

そこで町長は促進協のメンバーの一人としてどのようにお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今おっしゃいましたように、球磨川の川底を掘り下げるということはもうずっと今やっております。あそこの人吉の大橋のところから見ると、かなりのところが掘ってありましてですね、また雨が降ってきてちょっと土砂が流れ込んできて、一回掘ったんですけど、ちょうどたちごっこのような形にはなってるんですけどね。やっぱりこれは必ず河川整備計画の中できちんとまた掘るといふふうに言っておられますので、そこは間違いなくされると思います。

それから人吉市内ではありませんが、引き堤ですね、もうちょっと川幅を広くする部分、これもちゃんと河川整備計画の中に図示してありますし、堤防を作るところも当然あるわけで、それはもう堤防を作るといふのは、多良木町がもう文字どおり堤防を作っていたので、自動車学校のところなんです、これ河川整備計画の中に盛り込んでいただきましたので、河川整備計画については推進をしていただきたいなというふうに思っているんですが。

パブリックコメントの多くが反対だったというふうにここに書いておられますけれども、賛成する人とか、容認する、河川整備計画を容認する人がですね、説明会に来られるとか、そういう意見書を出されて、私は実はこれこれでダムには賛成なんだというふうに言う方はあんまりいらっしゃらないというふうに思います。説明会あたりに来られる方は、やはり意識的な方が多くてですね、総じてダム建設には懐疑的な方が多いというふうに思っております。

しかしやはり、住民の方々3,000戸に先ほどポスティングをされて、165通が返ってきたというふうにおっしゃいましたが、残りの方々の中にひょっとしたら容認の方々がいられるかもしれないというふうにも思います。物言わぬ多数といいますか、サイレントマジョリティといいますか、そういう方々もいらっしゃるかなというふうに思っております。

五木と相良の話が先ほど出ましたが、五木と相良はですね、やはり町村それぞれによって歴史と人間的な複雑な事情があります。私も色々そういうことは聞いてるんですが、単純に全員賛成じゃないから現象面だけを見て判断するのはどうかなというふうに思いますし、賛成の人でも反対のふりをすることもありますし、またその逆の場合もあるんですね。

ですから積極的に賛成・反対の立場に立つことはないけれども、反対はしないという人もいらっしゃるし、そういう同じような町村の立場、これあの五木とかですね、相良はやっぱりそういう方々は、非常に複雑な今までの経緯がありますので、なかなか正面切って自分の意見を言うという方は少ないと思うんですが。

私たち市町村長が考えている肝心要のところはですね、流域で 50 人以上の方が亡くなっているの、やはりそれを二度と繰り返してはいけないという気持ちがありますので、そういう意味での促進協であり、河川整備計画に対する支持であるというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 二つ目のですね、「ダムで本当に命は守れるのか」ダムには緊急放流があります。しかもダムに 8 割も頼る対策が結局はやるべき流域治水対策を怠って、流域の安全を損なうことになるのではないかとというふうな懸念を私、持つんですね。町長はどのようにお考えかということですが。

先日、新聞にも報道されておりました現地調査を行いました。球磨村の神瀬地区の住民のお話では、7.4 水害で 3.8 メートルの高さまで水がきたのに、国交省のかさ上げの高さは 80 センチというふうに言われたそうです。また大洪水が来たらこれ大きな被害を受けるのではないかっていうふうな心配の声を上げておられました。つまりダムを前提にしているがために、そのかさ上げがですね、低くなってるということの心配です。

渡地区ではですね、堤防をかさ上げてほしいというふうに要望したが、国交省は考えていないというふうな答弁だったということでした。要するにダムを前提にすると 8 割をダムに頼ることになって、流域の整備が低く抑えられてしまいます。

今、世界的に洪水が多発して、ご承知のようにパキスタンではモンスーンで 3,300 万人が被災をしたと言われていています。川辺川ダムは流水型ダムでも、7.4 豪雨の 1.4 倍の雨で緊急放流をするというふうに言っています。大洪水がいつ起こるかわからない時代に、50 年に 1 度の洪水に対応する川辺川ダムでは、対応できないのではありませんか。

緊急放流では急激な水位の上昇が起こり、既に下流は洪水状態ですから、更にそれが重なれば、下流の被害を拡大することになる。これは 7.4 豪雨で多良木のまさに河川近くの方たちが皆さん心配された。ダムで洪水を防ぐ時代ではないというふうに思います。

しかも今回の洪水は支流が氾濫をして被災したんだってというふうに、実際に被災者の方がおっしゃってるわけですね。ですから被災、支流災害ですから、川辺川ダムがあっても洪水は防げなかったというふうに住民の方たちは、体験された方たちは皆さんそういうふうにおっしゃってるわけです。

流域の河川の整備を積み重ねて、被害を減少させる日常的な取り組みが必要だというふうに思うんですが、どのようにお考えでしょうか。つまりダムは十数年後に完成と言ってますが、しかしそれまでにあの 7.4 以上の降雨があったときに、一体どうなるのか。その整備をですね、急ぐべきだというふうに私は思うんですが、町長はどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） ダムは 13 年かかるというふうに言っておられますけれども、そういう日常的な防災の、何ていうかこうそういう工事をずっとやっていけば、それじゃ前のああいう形の豪雨災害が防げるのかといたら、なかなか難しいかなというふうに単純には思っておりますけれども、私たちは上流ですので上流のできることをまずやっておかな

くてはいけない。そのために球磨川の中鶴橋から上ですね、それから中鶴橋の下流も今、河道掘削を一回してもらいました。これからもやっていただく予定です。

それからその上流の堤防のないところに堤防を作ってください、これは河川整備計画で約束してもらいました。ただし河川整備計画というのは 30 年スパンですので、どこでやっていただくかわかりませんので、なるべく早くそれをしていただくように、これからも八代河川整備ですね、事務所にはしっかりと行っていきたいというふうには思っております。

で、下流に水が流れてくるんで、何とかダムを作してほしいと言っておられるのは、先ほど、五木と相良村の複雑な状況というのは申し上げましたが、それ以外に人吉、球磨、それから芦北、八代は、全町村、町村長は作してほしいと、町村の中にはそれぞれ球磨村にも反対の方はいらっしゃると思いますが、しかし、やはりダムを作って、そして水を洪水を防いでほしいというふうには言っておられます。

築堤とか引き堤防とか輪中堤とか田んぼダム、それから河道掘削、樹木伐採では足りないのでダムを作って、そこに水を溜める間に逃げてほしい。今からの災害対応というのは、逃げ遅れゼロっていうのがやはり皆さん言っておられまして、逃げ遅れをゼロにするために。

これは倉敷市と総社市の対比ですね、倉敷市はこれ言ったらいけないかもしれませんが、なかなか訓練が行き届いてなかったところに洪水が来てたくさんの方が亡くなられた。それから総社市では、常に逃げ遅れゼロに目標にして訓練をしていたので、一人の被災者も人的被害も出してなかったということもありますので。

やはりそういうものの中の一環としてダムを作るということですので、やはりこれは逃げ遅れゼロを、無くしたいという流域の市町村長のやっぱり固い決意があるかなというふうに思っております。

こういう河川の整備がありますので、河川整備計画に対するですね、私の考えは積極的推進派というふうに考えていただいていると思います。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 三つ目のですね、「清流は守れるのか」マスコミも住民の中に疑問や異論があることをたびたび報じています。

将来に禍根を残さないためにもですね、ダム建設をですね、推進すべきでないっていうふうに思うがどのようにお考えかということなんですが、各地の流水型ダムでも、土砂の堆積が起こって常に水が濁って、ふちがなくなって鮎がとれなくなったとの報告、これ益田川ダムですね。流水型ダムは河川整備計画の柱となる存在なのに、疑問点が置き去りにされたままでダムありきで進んでいることに流域住民の不信があるわけです。

それなのになぜダムを急いで作ろうとするのか。もっと科学的な検証が済んでから建設の是非をね、判断すべきだったのではありませんかっていうことなんですが、その点についてはどのようにお考えでありますか。十分な検証が行われたというふうにお考えなんですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、毎議会、同じ質問をいただいているわけですがけれども、何ですかね、今おっしゃったことで揚げ足を取るわけじゃないんですけど、市房ダムできましたけど鮎は結構とれてますよね。鮎をとってる方たくさん私も知ってるんですけど。

河川整備計画が策定されましたので、町の方でも豪雨災害から住民の皆さんを守るための河川整備計画は、これは国の予算で行われますけれども、ダムについてはこれから環境アセスメントに限りなく近い環境評価が行われるということで、先日も大学の先生とか専門家を招いて国土交通省の方で会議がっております。

10 年以上かかりますけど、13 年かかります、約ですね、13 年かかりますけれども、2035 年までに多くの人命を守るための方策の一つとしてダムが作られるというふうに思います。今そういう流れになっています。

将来に禍根を残さないというふうにおっしゃいましたが、やはりあのダムを推進する方も将来に禍根を残さないために、できるだけそのそういうやれることは何でもやりたいというふうに考えておられます。

私も国土交通省の方と九州地方整備局に行って話した時にですね、やはりあの方々はやっぱりそういう災害が起きた現場に行って、やっぱりいたたまれない、本当にあの悲惨な状況なので、それをなるべく無くしたいという気持ちでやっているというふうに言っておられました。

これはもう一方的な言い方というふうに思われるかもしれませんが、しかしそういう考えで動いておられる職員の方が私は多いと思いますので、やっぱりそれはそういう気持ちであれば、やっぱりダムを作るという形になるんだと思います。

やはりあのダムに反対される方々はそれなりに論拠を持ちながらダムには反対されておりますけれども、しかし、やはりそれぞれの論拠というのは相対的なものであって、やはり片方から見た場合には違う、しかし一方から見た場合はその相手の考え方が違うということです。あなたの言うことはあなたの立場からは正しいけれども、私の言うことは私の立場では正しいというふうな、結局その辺に議論が落ちついていって終えんされていってしまうので、なかなかこれは難しい問題かなというふうに思っております。

今の流れでいきますと、やはりダムは 13 年ぐらい後にはできるような形の流れになっていくというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 国県ですね、河川整備計画、一応まあ決定しましたが、後はお任せということではやはり私はあまりにも無責任だというふうに思いますし、逆に具体的にそれぞれの自治体から、今のこの球磨川の現状、これをですね、もっと災害から守るために、どのような手だてで色々そういう整備をやっていくのかという提案、あるいはそういう意見をね、どんどんやっぱりあげていくべきだというふうに思うんです。

治水対策をですね、着実に進めるためにも、まずは住民の疑問に対しての説明責任を果たす。そして丁寧に合意形成を図っていく。そういうことが大事ではないかというふうに私は思ってるんです。

最後にそのことを強調してですね、私の質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで9番久保田武治さんの一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は一時より開会いたします。

(午前 11 時 54 分休憩)

(午後 01 時 00 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休会前に引き続き会議を開きます。

ここで、日程第 15、議案第 24 号、令和 3 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の中で、猪原議員の質疑に対する答弁を保留していた件について、担当課より発言の申出があっておりますので、これを許可します。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、午前中の介護保険決算認定の際に、猪原議員からご質問がありましたが、うまく答弁ができておりませんでしたので、改めて答弁をさせていただきます。

まず、生活支援コーディネーターにつきましては、コーディネーターの役割として、五つの役割がございます。一つ目が地域の生活支援等サービスのニーズと資源の状況の見える化及び問題提起。二つ目に地域組織等の多様な主体への協力依頼等の働きかけ。三つ目に関係者のネットワーク化。四つ目に生活支援等サービスの担い手の養成及び生活支援等サービス

の開発。五つ目に地域ニーズと生活支援等の提供主体の活動のマッチングが主な役割となっております。

令和3年度の実績としましては、地域による介護予防推進支援事業、いきいき100歳体操普及啓発としまして、4行政区に対して5回の支援が行われております。いきいき100歳体操起ち上げ後は、3か月後、1年後の体力測定を実施。不定期に指導や情報提供することで、参加者のモチベーション維持継続の支援が行われております。

また、介護予防教室運営支援及び協力としまして、槻木介護予防教室、筋力アップ教室等の支援協力が行われております。年間で計55回の支援が行われております。

また、ふれあいいきいきサロン及び老人会例会等の活動への支援ということで、6行政区14回の支援が行われております。サービス担い手の養成としまして、介護予防サポーター養成講座運営協力支援としまして、2回の支援が行われております。

最後に、多良木町生活支援体制整備協議会の運営ということで、この協議会につきましては、住民が支え合い、いつまでも元気で安心して生活できる仕組みづくりを推進することを目的に、福祉団体、住民の代表、ボランティア団体、包括支援センター等が参画して設置されております。

令和3年度は生活支援体制整備事業や生活支援サービスについての先進地の取り組みについて情報共有し、仕組みづくりの検討が行われております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋裕子さん） それでは、一般質問を続けます。

次に、12番落合健治さんの一般質問を許可します。

12番落合健治さん。

落合 健治君の一般質問

○12番（落合健治君） それでは通告に従い、一般質問を始めます。

今回は災害について、コロナ禍、原油や物価価格高騰対策についてなど、多岐に渡り聞いていきますので、まだ実現できていないことも、町長及び執行部の考え方や方向性などお答えいただきたいと思います。

それではまず1番の災害に強いまちづくりと災害後の取り組みについてお聞きします。

1番、危機管理防災課の新設を軸に「災害に強いまちづくり」に取り組むことを約束されたと思うが、災害に強いまち・地域とはどういうまちなのか、槻木地区について、どのようにお考えかを、ア、イ、ウ、エで聞いていきたいと思います。

まだまだ台風の時期でもあり、槻木地区に関しては、まだ災害の傷痕も残ったままの状態です。まず1番の迂回路のその後についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） お答えいたします。

槻木地区の迂回路につきましては、町長とともに、昨年7月15日に小林市、7月19日に西米良村及び西都土木事務所を訪問しております。その際、令和2年7月豪雨時における支援等について感謝の意を表し、今後の支援について再度、協力をお願いしているところでございます。

また、あさぎり町皆越地区へ向かう町道につきましては、多良木町側の町道につきましては通行可能となっておりますが、あさぎり町側の町道が複数箇所でも現在もまだ崩落している状況でございます。皆越地区側より鋭意、災害復旧工事に努めておられますが、全線復旧までには今暫く時間が必要な状況であると伺っております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 今の現状についてはですね、私もちょっと行って見てきました。

自然災害に強い道ですね、もしくは地域ですね、そういうところについて、いったい町長はどういうお考えなのかをまず聞きたいんですが、強靱な道路を作ることもちろん大事ではあるんですが、集落が孤立しないようにできるだけ多くの迂回路の確保だと私は思っています。

前回の災害で道路が崩落した際には、時間・労力・お金も多分にかかり、地域の方々には迷惑をかけました。宮崎県側に助けを求めることで急をしのぎましたが、やはり迂回路の確保は大事だと思います。

現在、一番有効と思われる、先ほど課長が言われた多良木から皆越の道路を迂回路として整備していただけないか前回、質問させていただきました。できない理由としてですね、県道だからとか町道だからとか他町村だからとか、そういう答えがもう大分前からある状態です。

その答弁としては分かるんですが、やっぱり熱量ですね、通した方がいい道じゃなくて、通さないといけない道だと思うんですね、災害時にはですね、災害が起こったときに。そうなった時は、今現在だと、今年に関して言えば災害のない年、こういう年にそういう整備を十分にさせていただきたいと思います。

他町村の町道ですので、なかなか難しいと思うんですが、どれぐらいの熱量を持って取り組んでいただけるか、町長の方に答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員の熱量は伝わって、ひしひし伝わってきておりますが、迂回路っていうことを考えますと、非常に小林回りっていうのはお金がかかりますよね。そして遠いということもありますので、高速で行っても普通の道行っても余り時間的には変わらないんですけれども、やっぱり安全な道を行くとすると、やっぱり高速道路を使って行った方がいいかなと。私ども2回、両方とも通ってみてそう思いました。

それから西米良村に行く道に関してはですね、この間、同僚議員の方も何人か現地に、災害のとき行っておられますけれども、ちょっと崩れやすいところがあって、西都土木事務所には再三にわたってですね、土砂の撤去をお願いして、大変助かったことは助かったんですけれども、やはり一番近いのは皆越回りということですよ。

これが今、壊れてるので、恐らく建設課の方ではあさぎり町と協議をしながら詰めていってはいると思うんですが、なかなかそれが進まないっていうか、一回崩落して車が落ちていたことが、それは停めてあった車だったんでよかったと思いますけれども、そういう危険な道路でもありますので、できるだけそこはあさぎり町と協議の上ですね、通すような形で私たちも要望していきたいと思っておりますし、やはり基幹道路としては中河間線がありますのでですね。

ただその基幹道路にしても、何回か崩れておりますし、まだ完全では今の状態ではありませんので。前回、議員が言われたように、1.5車線化ですね、こちらの方は、中河間線の要望のときに明文化して県の方には伝えております。県の方もできるだけやりたいというふうにしてもらえますけれども、やはり何分、県の方はたくさん道路を持ってもらえますので、すぐそこを全体的に槻木に集中するっていうわけにはいかないのかもしれないかもしれませんが、町の方では、やはりそこは槻木の道路については、やっぱりこう幹線道路が1本しかないのですよね。それでいつでも多良木の方に来れるという状態。

前、議員も7月豪雨の時に行かれて、小林に通る道がですね、完全に崩落して、もう100メートル近く落ちてたことが、もうその現場におられましたけど、確かにああいう状況ですので、それは何とかしなくてはいけないと。今のところ県の方で小林市の方に通じるですね、

道を何とか開いていただきましたので、それは助かったんですけども、やはり道路の問題というのは槻木に関しては非常に大きなファクターを占めるなというふうに思っております。

これからも真しに、槻木の道路の問題については取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、このことに関してはですね、迂回路が完成しない限り私はずっと質問をしていくと思います。

今回に関しては、前回とほぼほぼ同じ内容の答えですので、今回は熱量をもってですね、次回は少しでもできれば進展をさせてもらって、迂回路に関してものすごく時間を割いてもらって、他の便利になる基幹道路とはちょっと違ってですね、これに関しては命を守る、宮崎の方は遠い、近い、お金がかかる、それ以前に救急車等、もしくはそういう災害等の時にですね、あと1時間早よ行ければあん人は助かったとになっていうことがあり得ないとも限りませんし、何しろ高齢化率がものすごく高い状態ですので、このことに関しては熱量を持ってお伝えして、対応の方を望んでこの質問は終わりたいと思います。

ではIの方の質問に移ります。地区住民が今、中心となって携帯電話を含め、連絡手段を模索している状態です。ヘリポートも含まれていますが、危機管理防災課の関わり方をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

危機管理防災課のただいまの槻木地区の整備状況と取り組みについて、説明をさせていただきます。

槻木地区が災害時に孤立した際の連絡手段としまして、令和元年度から令和2年度の2か年で実施しました、防災行政無線デジタル化整備に合わせまして、無線電話の整備を行っております。この無線電話を槻木小学校の体育館と元下槻木小学校に設置しております。こちらは72時間の蓄電設備も備え、停電時でも役場との通信が可能な設備となっております。

その他、現在、携帯電話にかわる非常時の連絡手段としまして、ジオチャットと呼ばれるスマートフォンの専用アプリと無線を接続し、テキスト、位置情報、SOS信号を送受信できる設備の整備を進めているところでございます。このジオチャットは、音声による通話はできませんが、独自の無線規格を使用し、出力が強い無線によって遠距離通信を実現し、山間部でも広範囲に双方向通信が可能ですので、携帯電話圏外エリアでもジオチャット同士でチャットやSOSメッセージの送受信ができるものでございます。

この設備を使用しまして、非常時の連絡体制の構築ができればと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、今課長にお答えいただいたように、デジタル等ですね、ジオチャット等いろいろ整備は進んでいってるんだと思いますが、やはり携帯電話が一番住民の方も使いやすく馴れていて、一番利便性が高いと思います。

ジオチャットに関しては、もし例えばヘリポートで使うならば、いろいろ通信等で文字等を打ってられるのかなあと、緊急性があるときに。そこはちょっと考えもします。

そもそもこの質問をしたのはですね、危機管理防災課、もちろん町長が言われたように、これを軸にいろいろ安全、災害に対して強いまちをつくらうということだと思っておりますが、町長の方も携帯会社と地域の人が話し合いをしてたのはご存知だったと思うんですが、危機管理防災課は私はその会話に入るとばかり思ってたんですね、もともとが。そしたら話し合いの時に管理防災課は来てないということで、それにちょっとびっくりしてこの質問を入れさせていただきました。

これからの関わり方として、町長はいかに考えていらっしゃるのか、その辺をお答えいた

だきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、基本的なところを申し上げますと、携帯電話の場合は、携帯電話会社とご本人の契約で成り立ってますので、本来からいけば携帯電話会社、NTT もしくは KDDI、それからソフトバンクあたりが地元に対してサービスをする、そういう役割を担ってるわけですね。

そこで町の立場はどうなのかというと、町の立場で関わってくるのはやはり災害を未然に防ぐために、NTT もしくは電話会社ですね、そういうところに対して何とかしてほしいと、早急に電話が通じるようにしてほしいということを要請するのが町の役目だと思うんですね。

町ではですね、一番その辺に詳しい人間が電算室にいるものですから、危機管理防災課とは電算室の人間とは話し合いをしています。今回、電算室の職員が同道してですね、話し合いの中に入って、内容については大体こう話を聞いているわけですが、その報告は受けました。

やはり NTT にしても、もうすぐそれができるというわけではなくて、今あの鉄塔の周りに木があって、それが伸びて鉄塔からの電波を遮ってるということだそうなので、そこら辺りを今度どうするのかという、もちろんこれは地権者の方とかですね、その木の持ち主の方とかにご相談をしなくちゃいけないという事態は出てくると思うんですが、そこあたり少しずつ詰めてます。

これについては総務大臣の方からも要請を受けてましてですね、それを受けて町の方も動いておりますので、なるべく NTT の方に早急に。どうしても通じない場所もあるかと思うんですけどですね、やっぱりそれは通じるようになるべく広くしていただいて、通じないところを少なくしていただくということ。

避難をされてくる場合は、本当は避難の場合は多良木の体育館とか久米小学校の体育館とかですね、多良木小学校の体育館になるんですけども、そこまで来るのに 30 分以上かかりますので、その間はまずは槻木小学校か下槻木小学校に避難をしていただいて、そして町の救助を待つというふうな形になると思うんですけども、少なくともそういう所では電話は通じるようにですね、NTT の方には強力に要請をしておりますので。

要するに電話代を受け取る方ですね、がやはりそこは積極的に関わっていかねばならないと思ってますので、そういう立場は伝えてありますので、NTT の方でこれから頑張っていたきたいというふうに思って、私もそういうふうに相手方には言っていきたいと、これからもそういうふうに言っていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） では話し合いには電算課の方からは、ちょっと話を聞き、そこを私が知りませんでした。

先ほど言われたようにですね、各家庭の誰が家にいらっしゃる、いらっしゃらないも、やっと皆さん携帯を 1 台ずつ持って今利用されているような状態です。

皆さん隣同士っていうと多分、目線がもうすぐ家を出たら隣近所が見えるイメージだと思うんですが、槻木の場合だと隣近所といっても、それこそ 1 キロ離れてたりとか、2 キロ離れてたりとか、全く別の集落に隣があるようなイメージをまずしてもらわないと、そもそものテーブルにはつけない状態です。

NTT、他の電話会社とも協力していただいて、その辺をですね、今 NTT の方に頑張っていたきたいと思っておりますっていう話がありましたが、できれば本町の方にも頑張っていてですね、もしかしたら予算処置等々、もしかしたら手出し等々をする必要があるかもしれないので、その確認だけ。

自分の町もちょっと頑張るところを、NTT に任せるじゃなくて、やっぱり主導権を若干持ってもらって、地域とNTT との話合いではあるんでしょうが、防災に関してはどうしても個人で携帯電話等を契約して通話ができるっていうのと、私が聞いているのは災害時の話ですので、その辺はやっぱり中心的に担っていただきたいと思いますので、その点について一言もらいたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、やっぱり槻木の場合は一番最初の質問にあったように、槻木に関してそういう災害が起きた場合、防災関係どういうふうにかつていうことでしたので、槻木の場合は多良木の他の地区とは立地が違うわけですね。山をちょっと越えて行かなくてはいけないということ、それから山の急峻な山と谷川との間にやっぱり開けた土地があってそこに皆さん住んでおられまして、大体殆どが危険な場所っていうか、役場の防災マップでいうとですね、土砂災害が起きるような可能性のある危険な場所に皆さん住んでいらっしゃるということですので、そこあたりは常々町の方でも十分気を使っています。

これあの7月豪雨のときもですね、何回もこう、大丈夫ですかということ支援員の方を通して確認をしておりますし、できれば避難してきていただいて、体育館にそういう場所を用意するというので、非常にご不便をおかけしますがですね、槻木からこっちまで来られるということに関してはご不便をおかけしますがけれども、自衛隊、あるいは県警、防災ヘリあたりを出して、それは当日、危機管理防災課長、その当時は危機管理防災課長とは言いませんでしたけれども、消防防災関係の係の方からお願いをして、しかしやはりなかなか動いてもらえないというところがあったもんですから、それはもう多分そうだと思います。

それも当然不便、不便こっちに來たらですね、やはり体育館で避難生活を送るというのは不便だということはわかっておりますので、それは確かに分かるんですけども、しかし何か事故が起きてからしまったということにならないようにですね、私も常々気をつけていきたいというふうに思っております。

予算をそれにつけるかどうかについてはですね、予算の在り方等々、協議をしなくては行けませんので、ちょっと時間をいただければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） この携帯の話については非常に重要な話で、できれば年齢のことも考えますと、スピードをもって対応していただきたいことですので、その辺はですね、町が中心に軸になるんだと、危機管理防災課を軸にしてやっていくんだという気持ちで行っていただきたいと思います。

それでは次のりの質問に移りたいと思います。給油所が9月をもって閉所となります。災害時の対策をお聞きしたいと思います。

給油所との話合いの中で通常時の灯油、軽油の配達などは、住民との話合いの中でですね、できるように、日常ですね、なったみたいですが、災害時となると燃料の確保はかなり難しくなると予想されます。特にガソリンともなるとですね、各戸での備蓄も限りがあり、高齢化率も、もう75歳以上が80%を優に超えている状態です。

もし前回みたいに宮崎回りの迂回路だけの場合、給油だけで3時間超。車を満タンにしに行っただとしても、行き帰りだけで、もう車はもう燃料が減ってしまう状態となります。

その災害時にですね、何かそのガソリンの運ぶ、もしくは手段等々考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

槻木の給油所が閉所となることで、非常時の燃料等の備蓄の問題がございますが、燃料の

備蓄・保管に関しましては、消防法等により厳しい制限がございます。

総務省のホームページによりますと、ホームページにガソリンや軽油の買いだめに関する防火安全上の注意事項というページがございます。その内容としましてはガソリンは気温がマイナス 40 度でも気化し、小さな火源、火の源ですね、ライター等の裸火、静電気、衝撃による火花等でも爆発的に燃焼する物質であること。また、ガソリンの蒸気は空気より重いので、穴やくぼみなどにも溜まりやすく、離れたところにある思わぬ火源によって引火する危険性があるとされております。

そのような危険を伴うことから、ガソリンの保管につきましては、先ほど議員が申されたとおり、金属製の容器による 40 リットル未満の制限がございます。40 リットル以上 200 リットル未満の保管をする場合には、消防署の火災予防条例により、保管場所の壁、柱、床及び天井が不燃材料であることや設置場所など、構造等の要件が基準に適合している旨の書類を添えて消防署に届け出ることが必要となります。

また消防署では、40 リットルから 200 リットル未満のガソリンの保管をする際は、国家資格であります危険物取扱者の資格を有する者の配置を推奨されております。200 リットル以上の保管となりますと更に厳しくなり、壁、柱、床等を耐火構造とするなど、基準に適合したものでなければ許可がおりません。

このように厳しい制限がございますので、災害時、槻木地区が孤立した際の対応としましては、令和 2 年 7 月豪雨災害でも対応しましたが、自衛隊ヘリによる空輸等での対応になるかと思っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 保管の方法までですね、課長に詳しく説明していただきました。

私の聞いたかったのはですね、もちろん保管の方法で一番槻木地区に備蓄倉庫ですかね、そういうのが建てられれば一番良いんですが、それは現実性がちょっと無いかなと。

それはわかってるんですが、災害時にですね、先ほどヘリ自衛隊の要請等々がありました。できるという話がありましたが、自分がもう一つ聞きたいのは、ガソリンスタンド、災害時のガソリンスタンドの対応として、町と提携を組まれていて、前回、前々回ですかね、八代等々からのガソリンとかをちゃんと備蓄して、災害時に備えるっていう規約ですかね、提携関係ですかね、そういう関係があると思うんですが、民間の方に運んでくださいっていうのはないんですよ、その中には。自分のとこのガソリンスタンドまではちゃんとガソリンをちゃんと確保しますよ、災害時にもできるだけ頑張って災害時に蓄えておきますよっていう協定というか、そういうのはあるんですが、そういう被災した部落に対して運んでいきますよとか、もしか町の方がその分助成しますよとか、運ぶにも宮崎回りになりますので、もし運ぶにしても。

なかなかスタンドからガソリンを運んで来てくれるって言うても、各自一戸一戸がですね、それを言うわけにもいかず、この前だと 1 年近くやっぱ向こう回りだったわけで、その災害が始まったばかりならですね、自衛隊のヘリとかでもいいんでしょうけど、毎回ガソリンがなくなったで自衛隊運んで来てくれみたいな話にはなりませんので、その提携としてガソリンスタンド、もしくはその協会っていうんですかね、宮崎県も合わせて、そういう協定等々が組んでいけるのかどうなのかをちょっと聞いたかったんですね。

課長にちゃんと説明してなかったのは悪かったんですが、その辺について、お答えいただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今色々提案をいただきましたので、やはり住民の方々が、災害時にどういふふう避難をされるか、または安全を保つかっていうのはやはり町の仕事だと思いますので、そこらあたりちょっと研究させていただきませんか。

どんな形で、今 95 人くらい住んでおられますのでですね、その方々が安全に避難できるように、または安全にそこで生活できるようにということ。

今おっしゃるように、確かに槻木の方々は往復路がですね、遠いので、一般の住民の方々よりもそういう部分の負担は大きいことは大きいんですよ。非常にそこらあたりはガソリンが安かった時代から比べると今 170 円程になっておりますので、かなりきついかなどは思いますので、これは危機管理防災課、総務課あたりと、どういう方法ができるのか。

これまで、これまでは避難してもらってということが主眼で考えていましたので、ガソリン、私もちょっとスタンドがなくなるって聞いたときに、ちょっとびっくりしたんですけど、そこらあたりはやっぱり無くなった後のことについては、何らかの対策ができればちょっと考えてみたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 今町長が言われたようにですね、いろいろ台風とかだけの対策ではなくてですね、地震での崩落、もしくはそれ以外の集中豪雨で準備する期間がないとか、そういうことも十分考えられますので、この給油に関してはですね、いろいろ協定なり何なり、いろんな模索をしていただいて、先ほどの迂回路と同じようにですね、何本か、これが駄目ならこれ、これが駄目ならこれというようなですね、方策を考えていただけたらと思います。

次のエの質問に移りたいと思います。電柱・電線・携帯のアンテナ等が被害に遭わないように支障木伐採を事業として取り組む考えはですが、多良木町でも支障木伐採のですね、助成金はあるんですよ。

ちょっと読ませていただきますが、支障木の所有または管理する者が対象者として、町内の道路などに通行の妨げになる樹木の伐採に対する補助、上限が 10 万円、こういう補助はあるんですが、実際、その道が危険だ、この支障木は危険だと感じる人と、土地の所有者とは別のことが多くてですね、なかなか難しい部分もあるのではと感じています。

また災害時の場合、倒木での停電や通信障害を防ぐためにも、町主導でですね、例えば路線全体を見渡した上で、事業として取り組む考えがないのかを伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

質問要旨が電柱・電線・携帯のアンテナということでございましたので、そちらに関する部分について、一応答弁をさせていただきます。

電線路に障害を及ぼすもしくは及ぼす恐れがある植物の伐採につきましては、電気事業法及び電気通信事業法により、事業者が伐採することを定めてあるところです。

現在の対応としまして、電気事業者等により把握された支障箇所や、町や住民から情報提供があった箇所につきましては、事業者の負担により対応していただいておりますので、引き続き従来どおりの対応で進めていければと考えております。

町独自の事業としての取り組みについては、現在のところ考えていないところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 今された答弁で、多分今までの町村だとそういう答弁になると思うんですが、実は他の町村でですね、阿蘇とか小国とか、森林環境税等を使いですね、九電とか NTT とか、今までバラバラだったんですが、それと連携しながら、車道より上空 4.5m、歩道より上空 2.5m だけではなくてですね、道路の中心から 10m~12m を道路をもうずっと全部、支障木伐採を行うと。それは町主導で補助金等を使い、今からやられるみたいで

す。この支障木伐採を始める自治体もだんだん増えていって、そこは観光地ルートとしても

色々しているみたいで。

多良木町もですね、いろいろ歩道とかはあるんですが、今からシニアカー等々が走ることも十二分にあると思います。簡単に支障木伐採と言いますが、経が 10cm を超えるとなかなか個人の高齢者の方ではなかなか難しいと、自分もちょっと森林組合に今いますので分かるんですが、特に道路、幹線道路等にかかるところはですね、なかなか難しいと。

先ほど課長が言われたように、今のこの補助金はその所有者が申請しないと行われぬ事業ですから、なかなかこれから先かなり難しいのではないかと思います。

大型トラック等々が通らない幹線道路にもなると、もう上の枝はもうほとんど落ちません。その辺を考えると、これからこの事業をする必要があると思うんですが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、危機管理防災課長の方でも言いましたが、多いんですよ、やっぱ道にこうかかっているやつはですね。私も自宅のやつがかかっていたんで自分で切ったんですけど、これは本当はその道を止めながらしなくてはいけないので、非常に個人で切ると危ないっていうのは一つありますよね。そこに借りてきて置くということになると許可が、県道の許可が、うちはたまたま県道だったので、県の方の許可が要りますし、なかなか面倒なことが多いということで、森林組合にお願いすれば結構高い木でもクレーンで上から吊って、ずっとこう切っていただいて、安全な方法でですね、処理していただくんで。

そういうやり方を今までされてきた所は結構たくさん多良木町においてもですね、補助金がありますのでやってきたんですが、槻木の場合は、かなり特に枝道辺りに入るとですね、木が覆いかぶさっているところがありますよね、確かに。

だからそういうものまでどうするのかっていうことは、今までちょっと考えてなくてですね、その土地の持ち主の方に補助金を差し上げて、そしてそこでご自宅で切っていただくということ。

それ以外に、昔は消防団の方でお願いして、例えばその地権者にお願いして、そこが管理できなくなった所は切っておられたっていうところもあるというふうに聞いておりますけれども。今なかなか皆さんご高齢になってこられてですね、自分の樹木とか、それから自分の土地とかが管理できなくなってきている時代ですので、そういう要請があることは、多分皆さん要請したいというふうに思っていると思うんですが、今、残念ながらそういうことに対する町の補助というのは無いわけですね。

ですから今、議員おっしゃったように、阿蘇あたりで行われている事業に関してですね、ちょっと研修とか行って、どういう形でされているのかを学習してくるっていう方法で、まずは対応してみようかなと。

そこらあたり言われぬとなかなかですね、対応しませんので、今回そういうご意見ありましたので、危機管理防災課の方でちょっとそこら辺りを研究して、補助するのかどうかっていうのはまだ別にしてですね、どういう対応を各町村でされてるのかをちょっと調べてみたいというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 今の支障木のこのことに関してはですね、どこの自治体もなかなか実行するには時間がかかって、もちろん許可が要りますから、もちろん研究していただいて、災害時に強いんですね、道路づくり、道路の拡張はなかなかできないにしても、支障木伐採は道路の拡張とちょっと違いますが、景観から考えてもすごく有効なことではありますし、九電工が電線に引っかからないところだけ枝を切ってますが、あれも許可が取れないので電線のところだけの高い部分だけを切っているそうです。あれが下まで許可がと

れば、毎年する事業でもなくなるわけで、経済効果も若干はあるのかなと思いますので、その辺を考えていただきたいと思います。

では次に移りたいと思います。2番の原油・物価高騰対策について。

近隣町村も様々な支援策を発表した。本町も生活者・事業者支援事業を実施することが望まれるが、どのようにお考えかという質問ですが、同僚議員と丸被りの質問になってしましまして、課長と町長も物凄く丁寧に説明をされましたので、その答えはもうこのまま聞いたとして、またちょっと質問内容を、もちろん答えはもうお聞きしたので、逆に今度はこのお考え方としてですね、じゃ逆に有効なもしくはその使い方をですね、どのようにお考えなのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 先ほどの久保田議員のところでもですね、原稿いっぱい準備してたんですが、残念ながらお昼までっていう予定があったみたいですので、そこはもうそのまま喋らずにきたんですが、久保田議員にご答弁しました内容とは別の側面から聞かれましたので、ちょっと時間をいただいて、私の方から何ていうか、考え方をちょっと話させていただきたいと思います。

ちょっと話は変わりますが、先ほどちょっと出ましたが、日銀の黒田総裁がですね、異次元の金融緩和政策をとって、FRB、連邦制度準備理事会のパウエル議長も、9月には利上げするというふうに言っておりますので、0.5%か0.75%になると思うんですが、今後も利上げを続けていくというふうに言っておられますので、今あの市場の対応として利幅がほとんどない円を売って日銭を稼げるドルを買うという、円安の状況が今日140円ちょっとだったと思うんですが、144円ですかね、続くと思われまして。もしかしたらまだこれが上がってくるんじゃないかなというふうに思ってるんですが、アメリカは11月に中間選挙を控えますので、この利上げ圧は変わらないというふうに、多分、そういうふうに言われております。

円安っていうのは輸入品の価格が下がるということ、上がるということですので、貿易収支は悪くなりますし、輸入している石油とか液化天然ガスですね、それから食料品の値段、それから飼料、肥料、それから農薬、燃油も全部上がってきております。円が安いんで、製品輸出は製品の日本からの輸出は安くなるのかって言うんですね、色んな車とか電子製品のパーツは外国から輸入してますので、やはり輸入の金額が高いということで、それほど利益はないというふうに言ってます。

日銀の利上げをしたらいんじゃないかというふうに普通思うんですけども、日銀は独立した、政府から独立した機関ですのでそれはできると思うんですが、利上げをした場合どういうことが起きるのかといいますと、現在、主として国民の皆さんから、皆さんに買っている国債の積み上げがですね、1,200兆を超えていると、1,241兆円ということらしいです。国民1人当たり1,011万の借金があるというふうに言われてます。

国民が支払ってる年金の年間の利息が現在大体12兆円くらいというふうに言われてますが、日銀が仮に金利を1%上げた場合は、上げただけで日本の借金である毎年の国債の利払いが一気に2倍、22兆5,000億円になるということが言われておりますので、こうなったら国債で国民から安い金利でお金を借りておられる、そして年間予算を組んでいる国の予算自体の利息が倍になりますので、大変なことになるわけです。

ちなみに令和4年度の国の予算107兆5,000億円に占める国債の割合ですけども、これが

○12番（落合健治君） 町の予算の方の話ば。

○町長（吉瀬 浩一郎君） これは繋がってきますので、すいませんが前振りがちょっと長くなって申し訳ないんですが、胸を借りるつもりで喋ってますので、はい。

国債の金利が上がってくるということ。しかも 34.3%が、という予算が国債で組まれているということですので、先程、久保田議員もおっしゃいましたように、日銀はアベノミクスの看板政策だった大規模な異次元の金融政策を進めるために金融市場から大量の国債を買っておいりましたので、ですから政府は多額の借金を安い超低金利で国民の皆さんから借りることができたんですね。これまでずっと借りてきた、その原因で政府の国債残高が現在の1,241兆円になっているということは、もう皆さんご承知のとおりです。

3月下旬に日銀が公開市場操作を行いました。長期金利の上昇を抑制するために、日銀が指定した利回りで国債を市場から日銀が買うという、長期国債の利息が上がらないようにする施策なんですけど、これはやはり大きなリスクを伴って、それは円安スパイラルの可能性というのがあってですね、例えば円安や資源価格の高騰に伴うインフレ圧力で、インフレ圧力で長期金利にも上昇圧力がかかりますので、この金利上昇の圧力を抑制するために日銀が公開市場操作、要するに指値オペ、指値オペレーションですね、を実行しますと、他の国では追加の金融緩和を行ったというふうにみなされて、また円安が進む可能性があるという悪循環に陥っております。

現在の円安と物価高はこれまで国の経済政策と、国から独立しているはずの日銀の金融政策が国債を発行しなければ予算が組めない国の事情と足並みをそろえて異次元の金融緩和を行ってきたということに原因があると言われてます。今の円安と物価高は、日本の経済がまさかと思われていたロシアのウクライナ侵攻という国際政治の激動の波をまともにかぶった形で打つ手がなくて、やはり困り果てているという状況ではないかと思えます。

今起きてる円安と物価高は、国の経済政策、あるいは国際政治の動向によってしかなかなか收拾がつきそうにありませんので、しばらくは厳しい時間が続くと思えますが、これは住民の皆さんと一緒に乗り越えていかなくてはいけないと思ってます。

国の方では新型コロナウイルス感染症の対応の地方創生臨時交付金に関しては、6,000億円の臨時的な交付金を考えておられるようですので、これをですね、いただいたところでまた議会の皆さんとご相談しながら、なかなか厳しいと言われていたところに対して町の方で予算をつけてですね、一般財源を付けて、何とかこうお手伝いできればというふうに思っております。すいません、長くなりました。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、国の政財原因のことについてですね、国のことについて話していただきました。

自分も新聞等々をちょっと用意してたんですが、久保田さんと久保田議員と丸被りだったので出しはしませんが、本町の方でもですね、高校生に4万円、高校生以下に5,000円という嬉しいニュースが話題として新聞に掲載されました。

多良木町もですね、なかなか住民の方から多良木町はいっちゃん何もしとらんっていう声を聞くことが私自身もあります。この前はですね、給付のお金はないのに、おまえ自分たちとこのエアコンだけ直してって、若干お叱りを受けました。

それでですね、私がそう思ってるのはなかなか自分たちがやってる、他の町村と同じようにやってることの効果ですね、わかってもらえていない。自分たちが議員だよりとか出してあれなんですけど、なかなか浸透しないという部分がありますので、マスメディア等を通じてですね、効果的にすることで、住民に多良木町はこういうお金の使い方をしてるんだということができると思うんですが、その辺についてどういう効果的なお金の使い方、もしくは効果的な広報の仕方等々、考えておられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、土曜日の新聞は大変ありがたかったです。

住民の方々に、そういうのを知ってもらうというのは難しいんですね。広報では今度の広

報に1面だけやっつてることを掲載させていただきましたけど、そういうものはなかなか見られちゃう方と、忙しくて見れない方いらっしゃいますので、そこを見ていただければ大体分かると思うんですが。

議員も今おっしゃいましたように、6月の議会の時にもですね、これは一般質問に今回出てますけれども、町の一番大きな避難所である体育館のですね、正面の玄関をスロープにするとか、あそこが一番大きな避難所になりますので、備蓄倉庫も大きいのを作っておかなくてはいけないだろうということで、そちらの方にもお金を回させていただきました。

それから、この庁舎のエアコンに関してはですね、この庁舎実は30数年経っておりますので、平成元年にできた庁舎ですのでですね、やはりこれを直しておくということは、やはり将来的に見たときに、やはり将来の住民の方々のためになるというふうに思いましたので、やはりそういう大きなお金をかけてやる事業、この事業に関しては町が一応、交付金をいただきますが、それ全部使えるというわけではなくて、こういうことをやりますというふうに内閣府に申請をして、内閣府の方からOKが出たときに初めて事業がやれるというふうな臨時交付金になってますので、そういう意味では議会の皆さん方にご同意いただいたというのは非常にありがたく思っています。

お叱りを受けられたということに関しては、大変申し訳ないなと思いますが、やはり将来的に町の今のこの建物を長持ちさせる、そして住民の方々のために使うというためには、やはりそれが必要ということで皆さん方にご同意いただいたというふうに認識しておりますので、今後もそのお金の使い方についてはですね、議会の皆さん方としっかりお話をしながら、ご同意をいただいて予算を組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、先ほど言われたようにですね、色々町としては方法等々を使い広報されてるんですが、なかなか住民の方に浸透していかないのが現実な問題だと思います。

新聞等々にですね、効果的に多良木町を書いていただく、後ろ向いて話したかところでですけど、効果的に話がですね、住民の方に分かるように、言葉としては悪いんですが、お金のばらまきではなくて、効果的に使ってるんだぞっていうのをわかってもらえるようなですね、文章、文言も後ろの方々に伝えていただいて、効果的なお金の使い方がやりやすくなるようにですね、執行部の方も努力していただいて、どうせ伝わらんとやっでとかっていうのは話にならんことですので、その辺を予算組む際にもよく考慮していただいて、考えていただきたいと思います。

では次の3番に行きたいと思います。商工業者の担い手支援についてお伺いしていきたいと思います。

農林商工担い手就業祝い金はあるが、対象者の制限等が厳しいとも感じる。本町で長い間、仕事をしてきた事業者の後継者を雇用・育成するための助成事業を考えることはできないか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） 私の方からは、今ご質問につきまして、若干、近隣町村の情報と、それから今後の考え方について述べさせていただきます。

まず近隣の人吉球磨管内には、2自治体のところがこの関係について設置されております。いわゆる一月当たりの単価を決めまして、約5年間もしくは3年間の継続的な支援を行うというのが概要でございます。

現在、うちの方には議員ご指摘のように、農林商工担い手祝い金という一時金でございますが、この一時金である考え方と、今、近隣自治体を取り組んでいる、私どもも長い間ちょっと考えておるんですが、担い手の後継者育成というのはもともと元来の目的が違います。

事業趣旨が全く異なっておりますので、今この祝い金につきましても、平成 23 年度からスタートして約 10 年が経過して、一応の事業のスパンとしましては、効果の検証する時期に来てるのかなと考えております。ある程度の育成期間が必要ではないかということで、事務方サイドではですね、そういう認識に今至って検討中でございます。

今、農業の方にはですね、国の制度がございます。私が調べた範囲では商工業にはこの国の制度に見合うような、持続的なまたその商工業者の後継者が要望に見合うような制度はないような情報でございます。

この後継者にとって経営環境が今、大変厳しいところですが、私どもが考えなきゃならないのは、基本的にそういう世界的な要因は取り除きまして、多良木町でこの人たちがどういふふうになれば持続的な経営、安定した後継者として育つのかという支援策を望まれているのかというのをまず調査をして把握していきたいと。

それからこの戦績で最も重要なのは、行政ばかりで補助金ばかりではございません。ばら撒きとかいろいろありますが、このサポート体制であります、本丸であります商工会の役割の在り方ということが一番重要でありますので、商工会の方とも十分、関係団体それから後継者の方、それと行政が三位一体って古い言葉ですが、この連携が重要かと考えています。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 多良木町もですね、ちょっと読ませていただくと、農林商工業の中で、事業主の後継者 50 歳以下で、各年で概ね 200 日以上生業として従事しているもの、上限 50 万また条件により 30 万。これを祝い金として支給するという助成金があります。

しかしこの前段階ですね、まずこれを貰うようになるためにはどうするかという、先ほど課長がお答えいただいたように、ものすごく大事な事業になってくると思います。多良木町ですね、久保田議員の方も質問されましたが、なかなか農林商工となった場合、農業と林業はもちろん基幹産業で大事ではあるんですが、それなりに国が考えていただいています。でも商工に限ってはですね、やっぱ小売店だったり、さっき議員も書かれてましたが、理髪店だったり小売店だったり、中々それにかからないところが多いと思います。

私も聞くとですね、自分たちが事業継承をしたいと、でも人を雇うだけのお金はないと、ものすごくそれを聞くと聞きます。これは多良木町がもし人口をですね、増やすとまではいなくても、横ばいにしたいのであれば、店が 1 軒消えることはですね、ものすごく大きいことだと思います。

新規事業者に対しては、空き家対策でですね、その 100 万円の事業になりますではなくてですね、今まで多良木町でずっと培ってこられた、一生懸命やってこられた事業者に対してですね、後継者のことに関しても、やっぱ力を入れていただきたいと。

先ほど課長の方は商工会の方とも連携してと言われましたが、私としては町が主軸になってですね、どっちかって言えば商工会の方にはサポートに回っていただいて、町が何しろ後継者を育てたいんだと、そしてなかなには小売店の方はもうそのまま店舗ごと譲ってもいいので、誰かいればという方もたくさんいらっしゃると思います。その辺をリサーチしていただいて、助成金なり、そういう事業として、町の事業としてですね、これは成り手がそのまま定住の促進にもなりますし、先ほどの効果的なお金の使い方にも十分、私は匹敵すると思っています。

家族ごとその何か一つの事業を継ぎたいのであれば家族ごと引っ越してきますし、それを生業とするのであればものすごくいいことだと思います。そして試しに、例えばちょっとこの仕事をかじってみたいという方に対しても、その助成金があるとなれば、ちょっと自分がその職業に合うのかどうかを試すためにもですね、ものすごく効果的じゃないのかなと。

そのことについて、町長どういふふうにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、そうですね、確かに一つ事業所なりお店なりが店をたたんでしまわれるということになると、非常にやはり寂しい限りです。

直近でそういう事があったので、別にそこ経営者いらっしゃらないんだらうかなということでお話をしたこともありました。第三者通じて、ちょっとお話をそこの会社の方にとおして、どうだらうかっていうことだったんですが、やはり何分皆さんご高齢になっておられてですね、厳しいということでした。

お一人は、自分が全部株式を買うので、何とか自分というふうな方もいらっしゃったんですが、その方もそこの理事をされて、役員をされてましたので、そこで、その方に対しては、なかなかそのそういう全部株式を引き受けるという事態には至らなかったようで、ちょっと県の方にも聞いてみたんですが、県の方もスタートアップする事業に対して補助というのはあるみたいなんですけど、もうずっと経営してきて、経営者がどうしてもそのいらっしゃらないところについては、ちょっとこう、そういう補助金はないというふうなことでしたので、ちょっと残念に思っていました。

実は商工会に対する補助は、人吉球磨郡の中で多良木町が一番実は大きいんです。多良木町も指導員としてあそこに何人かいらっしゃいますので、その方々の給与の幾らかの分は見ておりますので、商工会に対する補助金は球磨郡の中では多良木町が一番大きいと思います。それだけ積極的に関わってきておりますので、ぜひ商工会の方にも活発に活動していただいでですね、そういう事業者の方々を支えていただく、そういう支柱になっていただきたいと思うんですが。

町の方もですね、実は前回、商工業の方々に補助金を出すときにですね、産業振興課から直接、もう商工会を通さずにご本人たちに、こういうこの方々はどうなのかなっていうことで、車の卸売業の方とか、それから事業者の方あたりに直接、係の方から問いかけて、そうなるのか、それは是非やってもらいたいということでご本人が来られて手続をして、去年との差額に基づく計算上の交付金を出しましたので、そこでは非常に喜んでもらったんですね。

だからそれをその商工会の方で頑張れとは言いませんけれども、連携しながら、やはり商工会の部分に町が踏み込むっていうのはなかなか難しいと思いますので、商工会は商工会の考え方で動いていらっしゃいますので、商工会から手伝えというふうに言われたら、そのそういうお手伝いはできるだけお手伝いをしたいというふうに思ってますし、新しい情報があったら産業振興課と、産業振興課の商工観光課とですね、商工会の方で話し合いをして、そして多良木町が良いほうに行くようにやっていければというふうに思ってます。

そういうお話があればいつでも商工観光課の方にご相談されればですね、町ができるというのは限りがありますので、町は営利事業はできませんので、そういう以外のことでお手伝いができることはいっぱいあると思いますので、ご相談していただければというふうに思ってます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、私が先ほどですね、商工会の方が主軸じゃなくて、町の方に主軸になっていただきたいというのは、さっきあの商工会の方に事業の主の方からいろいろ問合せがあつてと言われましたが、事業継承をしたい、もしくは自分はもう事業はもう無理だなんて思われる方っていうのは、自分たちが生業を続けるためにお金が欲しいとかじゃないんですよね、そもそもが。

もう全く別に考えていただいて、その事業を継承していただけるならば、それはそれでありがたいと。だからそっくり道具から何ら譲ってもいいぞという方が増えるわけで、自分たちが今からどうするこうするっていう話じゃないんですよね。でもそれは間接的に町にとって痛手になりますよっていう話で。なので町の方に主軸を持っていただきたいっていう話な

んですよね。

商工会の問合せとかに来る方は、生業として今から頑張っていくぞっていう人たちの補助金だったりするわけで、私が言いたいのは、その事業自体は辞めてもいいけど、もし誰か継いでくれる、もしくはそういう方がいれば無償でも何でもいいので、そういう方が今からまた増えてきますよっていう話で、これは商工会が持つて軸とはちょっと違うと思うんですよね。

その店が1軒消える、もしくは消えてもしょうがない町っていうイメージと、いやそういうところに光を当てて町を盛り上げていこう、もしくは定住移住、それを促進していこうっていうお金の使い方というのは、ものすごく効果的だと思うんですよね。なので町の方に軸を持っていただきたいという説明になるわけなんですけど、その辺についてもう1回、どう思うかをお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そういう業者の方がいらっしゃるんですね、実際。

情報が恐らく入ってないので、情報を入れていただければ、どういうことができるかについては話し合いができると思いますので、何軒かあればですね、是非、商工観光の方に情報を入れてください。そしたら、町ができることできないことがありますので、できることだったら、それは真しに取り組んでいきたいというふうに思っています。

マッチングするかどうかっていうのをやっぱり難しい問題がありますよね。それをやりたいという人、そして今もう辞めたいんだけど、もうちょっとしたらそういう可能性のある人がいるとかですね。この間だったらいたんだけどとか、そういうそのタイミングの問題があるかもしれませんが、実際そういうお店もしくは事業所があるということであれば、多良木財団もありますので、多良木財団の方でお願いしてマッチングをしていただくとかですね。あそこは結構、広いネットワークを持ってますので、そこあたり事業所のどなたがいいらっしゃるか教えていただければですね、ある程度町にできることは対応していきたいと思っています。

○12番（落合健治君） これで一旦休憩させていただきたい。

○議長（高橋裕子さん） ここでこの質問は終わってよろしいですか、はい。

暫時休憩いたします。

（午後2時05分休憩）

（午後2時12分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。12番。

○12番（落合健治君） 先ほど3番の質問はもちろん終わったんですが、真しに受け止めていただいて、今休み時間の最中にも同僚の先輩議員に様々な、こうしたらいいんじゃないのかっていうことを受けました。本当に真しに取り組んでいただいて、事業継承もしくはそれについてですね、課長の方からも答弁がありましたけど、祝い金のことはそろそろ検証が必要だという話もありましたので、その辺を十分考慮していただいて、真しに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の質問の4番に移りたいと思います。コロナ禍での町民との関わり方について。

コロナ禍の中、様々な行事の中止が相次いでいる。しかしコロナ禍の中でも進めるべき事業や日頃からの意見の集約は必要と考える。町ホームページを利用した目安箱的なものなど模索する考えはですが、町長は日頃からですね、町議は本町の住民の代表であり、その意見を重視することで町民の意見とすることができると度々答弁されることがありますが、このコロナ禍の中ですね、やはり住民の意見を聞く門は広く開いておくべきだと思います。

ホームページの充実、ましてや高齢者がなかなかホームページという片づけてもですね、何かなホームページじゃなかなかこう広がっていけないので、それを含めてですね、住民との関わり方の一端として、何かお考えはないのかを伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

行事等につきましては、イベントに類するものを中止や延期の措置をとっているところでございます。取り組むべき事務事業につきましては、内容や規模等にもよりますが、複数回に分けての分散開催など、感染対策を講じながら実施しているところでございます。

意見の集約等につきましては、住民の代表であります議会との協議や意見交換を初めといたしまして、各種計画の策定や重要事項の決定等の際には、検討や意思決定に先立ちまして、町民アンケートの実施や関係機関との協議、またパブリックコメントを実施するなど、意見聴取の場を設けているところでございます。

窓口等での相談体制につきましても、感染対策を講じて通常どおり行っているところでございます。

またこれは新型コロナ発生以前からなのですが、多良木町への意見箱を庁舎1階ロビーに常時設置をしております。

また町ホームページからの問い合わせもできるように取り組んでおりまして、コロナ禍という理由で問い合わせ方法や手段を限定せずに対応しているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 議員おっしゃるとおり年配の方はなかなかホームページまでたどり着くのがですね、難しいなというふうに思いますけれども、そのおっしゃることはよくわかります。

現象面ではですね、役場と住民の皆さんのコミュニケーションの場が少なくなっているように見えるんですが、実は住民の皆さんは何かしてほしいとかですね、要望事項とかがありましたら、結構頻繁に役場にこられます。建設課とか管財課あたりにですね、相談がっておりますし、私の方にも先週ですけれども、新聞に在庁とあったんで来たということで尋ねてこられました。

そういうふうに訪ねてきていただくのは非常にいいことだと思いますので、その時はですね、県道に出られるように里道を作ってほしいという要望を出してただけで、議会の方で継続審議になってそのまま流れてしまったんで、そこを何とかできないだろうかというお話でした。

色々とお話を聞きますとですね、その他に、あそこの場合は地権者の方がお二人いらっしゃって、そのお二人の同意を得ないとなかなかそこが開削できないっていうか、広がらないので、まずはその区長さんと一緒にご本人が来られたんですが、区長さんの方で地権者の方を説得していただければ、そしてそれをまずその地権者の方から、広げてほしいと思っておられる方がそれを買って、そしてそれを町の方に寄贈していただければそこは広げられますよということを担当者も交えてですね、話をしたところでした。

あとはですね、中央線が消えてるんで何とか中央線を引いてほしいとかですね、それから公民館の駐車場に白線を引いてほしいと、これは久米の方だったんですが、それから公民館の時計の向きが道の方を向いてないんで向きを変えてほしいとかですね、これ久米の公民館だったんですが、それから町営住宅に草がいっぱい生えてるんで草払いができないだろうかと、これ後で質問にも出ておりますけれども、それから赤坂団地の国道に面した左、こっからいけば左側の丘みたいなのがあるんですが、あそこに公衆トイレを作ってほしいというふうな願いもありまして、結構そういう面で要望には来ておられます。

町が積極的に住民の皆さん方の中に出ていかななくても、必要な要望はそれぞれで持ってき

ておられるようです。

町の方もですね、実は感染症が随分拡大しておりましたのでちょっと控えておりましたけれども、7月にですね、お話してたのは、行政座談会をですね、町政座談会を7月にできないだろうかというところで話してたんですが、だんだんやはり感染症が広がってきてまして、とうとうできなくてですね、今はちょっとできなくなって町政座談会ですね、住民の皆さんに今どういうことをやってるっていう。

一つは、財団の方のやってることが、なかなか住民の皆さんわかりにくいというようなことを言われますので、そこらあたりも含めて財団の方にもその場所に参加してもらって、こういうことをやってますっていうことをですね、皆さんにお知らせいただければなというふうに思ってたもんですから。

ただ、また収まってきたらですね、それも町政座談会なるべく早く、議員の方々も前の一般質問でお二人その質問されましたので、やりますと言ってますので。なかなかできなかったんですが、それがやればまた住民の皆さんとの重要なコミュニケーションの場がそこで作れるかなというふうに思ってます。

先日、農林商工祭も一応中止ということで、これは感染症対策に人がそれだけ感染症対策をするために充てる人の人数が足りないということが一つありましたので中止になりましたし、商工会の夏祭りもですね、観光誘致ですかね、これも中止になったということを聞いてます。えびす祭りの方はまた奉賛会の方で協議が行われているというふうに聞いておりますので、本当はコロナさえ収まればですね、そういう色んな諸々のイベントを開いていただいて、皆さんと一堂に会して今までどおり話ができる、そういうような場所はできるだけ作りたいと私たちも思ってるんですけど、なかなかできなかったということで。

あの7月16日に107人になってますね、それから100人超えしてしましまして、あと8月8日に200人超えをして、一番多かったのが8月19日で257人ですね。昨日は58人だったので、今日新聞は今日は休みでしたので来てませんが、昨日58人だったそうです。多良木もだんだん少なくなって0の日が来てますので、そういうのを考慮すればできる、いつかそういうことをやりたいというふうに思ってます。

町政座談会を開いて住民の皆さんにご説明する機会、もちょっと待っていただければなというふうに思っております。

今後の行事予定としては、奥球磨4町村がですね、今あちらこちらに看板が立ってるのでお気づきかと思いますが、奥球磨駅伝というのをあさぎり・多良木・湯前・水上で共同企画をしています。それは応援は距離をとっていただいて、感染対策を十分とっていただいて、選手の皆さんは抗原検査をして間違いのない選手だけ参加するというふうになってますので、後の直会とかそういうのは一切もうしませんので、ただそれは多良木の研修センター前が出発地点になってます。

多良木のそういう感染症対策をとりながら、そういう賑わいを取り戻すっていうんですかね、そういうこともやっていければなというふうに思ってます。感染防止に十分気をつけながら4町村のスタッフを配置しますので、そちらの方は間違いのないかなというふうに思っておりますので。

ただ奉賛会の方はですね、今度えびす祭りをどうされるか考えていただけたらと思いますので、そこでもしやるとか、民間ですのですよね、町はお手伝いはできると思います。町が主催の場合はちょっと今の状態ではできないということを思っておりますので、そういうコミュニケーションの場が増えていけばなというふうに思ってます。

今は皆さんそれぞれ役場の方に来られてですね、私がいなかったら担当課の方に行っているようですので、遠慮なく来ていただくというのは良いことだと思いますので、是非そういう形でこれからも要望とか要請がありましたらですね、町の方にご遠慮なく来て

いただければというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 意見等々、要望等々、集まっているみたいで少し安心しました。

今ちょうど座談会を行う気は無いですかとちょっと聞こうと思っていたんですが、その予定がするつもりでいたってということで、もし座談会を開くのなら、座談会に出られない、もしくはその関心はあるけどなかなか敷居が高いという方に対してですね、どういう行政座談会を目指しているのか、もしくはその座談会が終わった後、その座談会の中の内容は広報されるのかされないのか、それをちょっとお答えいただけますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、座談会する場合にはですね、皆さんに防災行政無線を通じて広報したいと思っています。

やる場所は多良木の久米・多良木・黒肥地と槻木地区、4地区でやりたいと思っていますので、そしてそれに来られなかった方々ということなんですが、総括としてその座談会の様子はですね、新聞でも報道していただくといいと思いますし、まとめたものを広報の方ですね、こういうご意見がありましたということは掲載できるというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、座談会の方もコロナ禍の中なかなか難しいけど、開くつもりでいるってことですよね。行政座談会の方をコロナ禍の方がもう少し落ちついたらですね、是非やっていただきたいと思います。

ずっとこの一般質問を通してですね、今回、私が一般質問で言いたかったことは、何しろ多良木町がなかなか広報等々を利用して発信力ですかね、実際に発信を受け取る側に立って、なかなかこの議員も含めてなんでしょうが、効果的な検証がされていないのが一番ネックだと思います。

役場の方はちゃんとしてるのに、なかなか効果が出ないっていうのはもう言い訳にならなくて、町民の方がいかにどれだけ情報を受け取ることができるかの方に視線を置いてですね、やっていただいて、町長が言われるように財政が厳しい厳しいという話ですので、効果的な財政の使い方をするためにも広報等々をですね、十分に活かしていただいて、一般的なマスメディアもしくはSNSも利用していただいて、広報を効果的に使っていただくことで少量の金額でも大きな効果が出るようにですね、議員も含めて努力していきながら、協議していきながらできればと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋裕子さん） これで、12番落合健治さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後2時26分散会)